

法規的告示

○經濟産業省告示第百七号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の一九の項の規定に基づき、經濟産業大臣が告示で定めるものは、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）別表第一の一の項に掲げるものとする。

令和七年七月九日

經濟産業大臣 武藤 容治
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
輸出貿易管理令別表第二の一九の項の規定に基づき、經濟産業大臣が告示で定めるものは、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）別表第一の一の項に掲げるものとする。	輸出貿易管理令別表第一の一九の項の規定に基づき、經濟産業大臣が告示で定めるものは、次に掲げるものとする。

この告示は、令和七年七月十六日から施行する。

○国土交通省告示第五百十七号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一條の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月九日

国土交通大臣 中野 洋昌

料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示（平成十七年国土交通省告示第千六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改
正
後改
正
前

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一條の規定により、料金を徴収しない車両を定める告示を次のように定める。

料金を徴収しない車両を定める告示

道路整備特別措置法施行令第十一條の国土交通大臣が定める料金を徴収しない車両は、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

道路整備特別措置法施行令第十一條の国土交通大臣が定める料金を徴収しない車両は、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

十 無線の交信を伴うETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成十一年建設省令第三十八号）第一条に規定するETCシステムをいう。）に障害が発生したこと等により、円滑な料金の徴収が困難となつた車両で会社等又は有料道路管理者が料金を徴収することが著しく不適当であると認めるもの

別表第一～第四 (略)

この告示は、令和七年七月九日から施行する。

○国土交通省告示第五百十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一條第一項第一号の規定を実施するため、地心直交座標系（平成十四年国土交通省告示第百八十五号）の全部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月九日

国土交通大臣 中野 洋昌

地心直交座標系

地心直交座標系は、測量法第十一條第三項に規定する扁平な回転楕円体の中心で互いに直交するX軸、Y軸及びZ軸の三軸から成り、各軸の要件は、次のとおりとする。

一 X軸は、回転楕円体の中心及び経度〇度の子午線と赤道との交点を通る直線とし、回転楕円体の中心から経度〇度の子午線と赤道との交点に向かう値を正とする。

二 Y軸は、回転楕円体の中心及び東経九十度の子午線と赤道との交点を通る直線とし、回転楕円体の中心から東経九十度の子午線と赤道との交点に向かう値を正とする。

三 Z軸は、回転楕円体の短軸と一致し、回転楕円体の中心から北に向かう値を正とする。

附
則

この告示は、公布の日から施行する。

そ
の
他
告
示

○中央選挙管理会告示第十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和七年七月九日

中央選挙管理会委員長 古屋 正隆

場所 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号

日時 令和七年七月二十五日 午前十時

場所 中央合同庁舎第二号館五階 選挙部会議室

○参議院比例代表選出議員選挙選挙長告示第一号

令和七年七月二十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙につき、参議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月九日 参議院比例代表選出議員選挙選挙長 古屋 正隆

場所 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号 総務省

日時 令和七年七月十八日 午前十時三十分

(新設)

3 主伐として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(二) (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千百三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
所 富山県富山市八尾町高熊字東飛地一の二
から一の二二まで、二の一から二の六まで、
三、四の一から四の四まで、五の一から五の
六まで、六の一から六の六まで、字平林三〇
八五、八尾町小谷字西山八の三〇、八の三一、
八の七七、八尾町桐谷字大亦二二の一、二二二
の三一、二二の三四、二三の三八、二三の三
九、二四の一、高岡市福岡町下向田字奥山二
七二、一七三、一七四の一から一七四の三ま
で、福岡町小野字奥山五九、六〇の一、六〇
の二

一(二) 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かんよう}
変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

2 (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) (1) 主伐として伐採をすることができる立
木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期輪
以上のものとする。

3 (1) 問伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期
間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場
所 富山県富山市根上字カツラ谷三の四、三
の五、三の七、三の八、四の一、四の三から
四の六まで、五、六の二、七の一、七の四、
八尾町谷折字岩腰一五の二九、字中平一六の
四二、一七の二九、八尾町島地字明地谷七、
九、一〇の一から一〇の三まで、一〇の五か
ら一〇の一〇まで、一七、三一九、字大窪三
六〇、三六一、三六三、三六四、字祥苗三五
八、三五九

2 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出
の防備

3 (3) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

2 (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) (1) 主伐として伐採をすることができる立
木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期輪
以上のものとする。

3 (3) 問伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期
間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 問伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期
間及び樹種 次のとおりとする。

2 (2) (1) は、省略し、その関係書類を富
山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供す

○農林水産省告示第千百四号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和七年七月九日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福井県勝山市野向町牛ヶ谷一〇三字甚上一の六

二 保安林として指定された目的 水源の涵養(かんよう)

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を福井県庁及び勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年七月九日

○農林水産省告示第千百五号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和七年七月九日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
福井県大野市黒当戸二一字荒谷一の二七から一の二九まで(以上三箇国有林)、一の一から一の四まで、一の七から一の一四まで、一の二六、一の一七、二三字黒谷一、二の一から二の九まで、三、二三字野津又谷一の一から一の九まで

二 保安林として指定された目的 水源の涵養(かんよう)

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千百六号 農林水産大臣 小泉進次郎 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保育林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

一 指定施業要件の変更に係る保育林の所在場所
福井県福井市皿谷町五六字正ヶ谷の一の一、二の二、五八字宮谷の一の一、一の二、二の一、二の二、五九字追分の一の一、一の二、二の一、二の二、三の一、三の二、四の一、四の二、五の一、五の二、六の一、六の二、六〇字古作の一、一の二、二の一、二の二

二 保育林として指定された目的 水源の涵養
変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 問伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

令和七年七月九日

○農林水産省告示第千百七号 農林水産大臣 小泉進次郎 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保育林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

一 指定施業要件の変更に係る保育林の所在場所
福井県大飯郡高浜町坂田七号坂田六

二 保育林として指定された目的 水源の涵養
変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 及び樹種 次のとおりとする。
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を福井県庁及び高浜町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第

三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月九日

農林水産大臣 小泉進次郎

農林水産大臣

福井県小浜市小屋六三号綾ノ上一八の一、二

五九、五七の一から五七の四まで、五九・

六一合併一、五九・六一合併二、六〇

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

291

292

293

294

295

296

297

298

299

300

301

302

303

304

305

306

307

308

309

310

実施艦	その他	自衛艦十隻	(才) 北緯三一度三六分一秒
一	射撃訓練は、前記区域に航空機が存	在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実	施する。
二	実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚	する。	する。
三	前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。	海上における射撃訓練を次のとおり実施する。	海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
区域	令和七年七月九日	令和七年七月九日	令和七年七月九日
日 時	令和七年七月十六日（予備、同月十七日及び同月十八日）の〇八〇〇から一七〇〇まで	防衛大臣 中谷 元	防衛大臣 中谷 元
実施艦	自衛艦九隻	五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間	五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
その他	一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。	(イ) 北緯三一度二〇分一二秒 (ウ) 北緯三一度四七分一二秒 (エ) 東経二一八度四五分五二秒 (オ) 東経二一九度〇九分五二秒	(イ) 北緯三一度二〇分一二秒 (ウ) 北緯三一度四七分一二秒 (エ) 東経二一八度四五分五二秒 (オ) 東経二一九度〇九分五二秒
○ 防衛省告示第百六十四号	○ 防衛省告示第百六十五号	三 前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。	三 前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。
日 時	令和七年七月十六日（予備、同月十七日）	海上における射撃訓練を次のとおり実施する。	海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
区 域	津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間	実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。	実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
○ 防衛省告示第百六十五号	○ 防衛大臣 中谷 元	二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。	二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存
在しないこと、また、射撃海面に船舶
等が存在しないことを確認しながら実
施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚
する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測
地系の数値である。

○防衛省告示第百六十六号　海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和七年七月九日

日 時	令和七年七月十六日（予備、同月十七日）	防衛大臣	中谷 元
区 域	津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九 秒、東経二三九度〇四分四八秒の地点を 中心とする半径十海里の円内の海面及び その上空で海面から高度一五、二四〇 メートル以下までの間	実施艦	自衛艦九隻
その他の 規定に基づき、告示する。	一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存 在しないこと、また、射撃海面に船舶 等が存在しないことを確認しながら実 施する。	二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚 する。	三　前記区域の地点の経緯度は、世界測 地系の数値である。

○北陸地方整備局告示第三十三号　次のように道路の供用を開始するので、道路法
規定に基づき、告示する。

その関係面は、令和七年七月九日から一週間
令和七年七月九日

七
路 線 名　　供　用　開　始　の
号　　新発田市小舟町一丁目六四〇番二号
（丁目四八〇番一まで）（ただし、関係
のみ）

供用開始の期日　令和七年七月九日

○防衛省告示第百六十七号
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和七年七月九日

区域	防衛大臣 中谷 元
日 時	令和七年七月十七日及び同月十八日（予備、同月二十一日）の毎日〇六〇〇から一九〇〇まで
実施艦	若狭湾北方の次の（ア）から（ウ）までの四地点を順次結んだ線並びに（ア）及び（ウ）の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートル以下までの間
その他	（ア） 北緯三七度〇〇分一秒 東経一三四度五九分五〇秒 （イ） 北緯三七度二二分一秒 東経一三五度三九分四九秒 （ウ） 北緯三七度〇二分一秒 東経一三五度三九分四九秒 （エ） 北緯三六度四〇分一秒 東経一三四度五九分五〇秒 自衛艦九隻
施 す る。	一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第三項の	二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
の 区 間	三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。
（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第三項の	般の縦覧に供する。
（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第三項の	北陸地方整備局長 高松 諭
（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第三項の	北陸地方整備局及び同局新潟国道路事務所

山口県

○議長選挙

柳居俊学議長は、五月十二日辞職し、同日次の者が選挙された。

柳居
俊学

○副議長選挙

島田教明副議長は、五月十二日辞職し、同日次の者が選挙された。

島田
教明

○監査委員選任

友広巖委員及び曾田聰委員は、五月十四日辞職し、同日次の者が選任された。

曾田
聰

○監査委員選任

監査委員同

監査
委員

○監査委員選任

高橋克明委員及び福田浩太郎委員は、六月九日辞職し、同月十日次の者が選任された。

高橋
克明

○監査委員選任

五十嵐徳美監査委員同

監査
委員

○監査委員選任

前田一委員は、六月六日再任された。

前田
一

○議長選挙

川崎市議長青木功雄議長は、六月二日辞職し、同日次の者が選挙された。

青木
功雄

○副議長選挙

岩隈千尋副議長は、六月二日辞職し、同日次の者が選挙された。

岩隈
千尋

○監査委員選任

石田康博委員及びかわの忠正委員は、六月一日辞職し、同月二日次の者が選任された。

石田
康博

○監査委員選任

浜田昌利監査委員同

浜田
昌利

○監査委員選任

堀添健監査委員同

堀添
健

○監査委員選任

雨笠裕治監査委員同

雨笠
裕治

名古屋市

○副議長選挙

うえぞの晋介副議長は、五月二十七日辞職し、同日次の者が選挙された。

さわだ晃一

○教育委員会委員任命

松山大耕委員は、六月六日再任された。

松山
大耕

○監査委員選任

岡田愛知委員及び福田武洋委員は、五月二十八日辞職し、同月二十九日次の者が選任された。

岡田
愛知

○監査委員選任

監査委員同

監査
委員

○監査委員選任

竹下隆議長は、五月二十九日辞職し、同日次の者が選挙された。

竹下
隆

○副議長選挙

西徳人副議長は、五月二十九日辞職し、同日次の者が選挙された。

西徳
人

○人事委員会委員選任

西村捷三委員は、六月十八日任期満了し、同月十九日次の者が選任された。

西村
捷三

○教育委員会委員任命

人事委員会委員同

人事
委員
会委員

○監査委員選任

平井正朗委員は、五月三十一日任期満了し、六月一日次の者が任命された。

平井
正朗

○監査委員選任

教育委員会委員同

教育
委員
会委員

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月九日
北陸地方整備局長 高松 諭

(三)(二)(一)道路の種類 一般国道
七号

(三)占用を制限する区域

区域
七号(四)(六)占用の制限の開始の期日
令和七年七月十日区域
七号(五)占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。区域
七号(六)占用の制限の開始の期日
令和七年七月十日区域
七号(七)国面縦覧場所
北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所区域
七号法務局
区域
七号公証人任免
区域
七号

東京法務局所属公証人西村尚芳は願により公証人を免ぜられた。

横浜地方法務局所属公証人小池晴彦は願により公証人を免ぜられた。

馬場純夫は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人小池晴彦の後任を命ぜられた。(以上六月三十日)(法務省)

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります）。処分の取消しの訴えを提起することができます。取消しの訴えは、処分があつたことを知つた日から六箇月を経過したときは提起することができます。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

ことわざの日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏名 德安 将太
生年月日 昭和六十年七月十八日生

二、返納すべき旅券
申請上の住所 大阪府

令和七年七月九日 外務大臣 岩屋 穀
次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第一号に該当しますので、その所持する一般旅券を令和七年八月二日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の定めるところにより、外務大臣に対し審査請求ができる。審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができません。

第二号に該当する。

官庁事項
官庁報告

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、熊本労働局の関係事業主を代表する者軸屋直樹の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和7年7月9日

厚生労働大臣 福岡 資麿
記

- 推薦資格 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の事業主が加入している事業主の団体であって、熊本労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
- 推薦手続 推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。
- 推薦締切日 令和7年7月29日
- 推薦書及び添付書類提出先 熊本労働局労働基準部労災補償課

様式 令和 年 月 日
厚生労働大臣 殿

団体名及びその代表者名

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

注1 所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

（備考）

- 提出部数は正副2通とすること。
- 履歴書2通を添付すること。

最終候補者登録印 十四印

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和41年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、ウクライナにおける外国法事務弁護士じだる資格を承認した。

令和7年7月9日 法務大臣 鈴木 醍祐
氏名 ウリバチヨバ・イリーナ
生年月日 千九百八十九年十一月十九日

法務省告示配第五十五号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件が、いれを詰回する。

令和7年7月9日 法務大臣 鈴木 醍祐
住所 横浜市青葉区

王斌 昭和38年6月25日生

蔡穎杰 昭和52年9月24日生

王可均 平成15年10月31日生

王政皓 平成17年12月21日生

住所 埼玉県久喜市

江山 昭和49年1月10日生

住所 奈良市

崔絵里 平成8年5月31日生

住所 東京都渋谷区

吳暉 昭和62年10月8日生

住所 岐阜県美濃加茂市

ミチエ・ナカオ・ホンナ 昭和34年6月9日生

フランクリン・ミチカズ・ホンナ 平成8年2月13日生

住所 山形県寒河江市

チャン・ゴック・トゥアン 平成6年4月24日生

住所 群馬県太田市

アブドル・ガニ・モハマド・ジャウイード 昭和53年6月4日生

モハマド・ジャウイード・シャブル 平成21年7月13日生

モハマド・ジャウイード・ハルーン 平成23年11月27日生

モハマド・ジャウイード・サナ 平成29年9月1日生

モハマド・ジャウイード・サラ 令和2年4月30日生

住所 川崎市幸区

グエン・タン・トリ・クオク 昭和63年9月12日生

住所 埼玉県川口市

薛曉飛 昭和58年2月19日生

住所 千葉県印西市

ハムダモ・モハマド・アリフ 昭和58年4月10日生

ハムダモ・セタイエシュ 平成24年6月14日生

ハムダモ・サナモ 平成27年8月18日生

ハムダモ・サーム 令和4年2月1日生

ハムダモ・サニ 令和5年3月11日生

住所 東京都中央区

李光星 昭和62年1月17日生

住所 東京都北区

李維聰 平成5年12月1日生

住所 さいたま市緑区

朴貴連 昭和25年2月17日生

住所 埼玉県戸田市

李相旼 平成6年1月28日生

住所 愛知県豊橋市

姜真弓 昭和39年11月1日生

住所 神奈川県大和市

ウイーラシンハ・パティラグ・ギハーン・ラヒル・ペレラ 平成2年12月11日生

ウイーラシンハ・パティラグ・ネヨン・シェービン 令和6年2月22日生

住所 神奈川県小田原市

サミル・カエスタ 平成8年6月5日生

住所 東京都世田谷区

劉嘉禾 平成3年11月20日生

住所 千葉県市原市

ノルマ・アケミ・グシケン・ナカヤマ・デ・ミヤハラ 平成4年10月12日生

タクミ・ミヤハラ・グシケン 平成28年4月25日生

ナミ・ミヤハラ・グシケン 平成29年7月11日生

住所 東京都墨田区

アルミナ・マンザノ・アルカラ 昭和56年2月17日生

住所 沖縄県豊見城市

李勝政 昭和49年7月7日生

住所 東京都東久留米市

張慧 昭和61年3月17日生

住所 埼玉県草加市

車京煥 昭和50年5月11日生

車詩瑛 平成23年1月6日生

住所 福岡市博多区

趙麗 昭和58年7月9日生

馬趙陽 平成26年7月27日生

馬趙顏 平成28年10月19日生

住所 群馬県伊勢崎市

パトリシア・アサエ・ムラオ・オリベラ 平成2年4月6日生

ムラオ・エイキ 平成26年1月14日生

住所 群馬県伊勢崎市

アレクス・エドアルド・ユウジ・ムラオ・オリベラ 平成20年2月25日生

住所 千葉県八街市

朴銀花 昭和55年8月7日生

住所 大阪府豊中市

ナオカ・コモリ 昭和32年9月1日生

住所 名古屋市名東区

エリザベート・サオリ・ムラソ・マリゴルダ 平成14年4月3日生

住所 群馬県利根郡片品村

エムディ・ナジュモル・ハサン 平成6年12月30日生

住所 東京都江東区

ビショナット・ポール 昭和43年12月5日生

チャイタリ・ポール 昭和49年3月31日生

アスミタ・ポール 平成19年11月14日生

住所 東京都世田谷区

ザリン・タスニム 平成6年1月20日生

住所 東京都板橋区

ノ・サン・アウン 平成4年7月17日生

住所 東京都新宿区

李恩萌 平成4年3月9日生

住所 東京都千代田区

孔碧雲 昭和61年11月24日生

許萌 平成28年5月23日生

許壯 令和5年10月31日生

住所 京都市右京区

アナ・スミ 平成7年9月8日生

住所 大阪府高槻市
東明華 平成11年4月21日生
住所 佐賀市
サンジェイ・ジー・シー 平成6年2月16日生
住所 東京都荒川区
テツ・パイ・ウー 平成元年7月19日生
住所 さいたま市大宮区
姜綺鉄 平成5年10月11日生
劉澤 平成4年1月12日生
劉明秋 令和4年9月5日生
住所 千葉市中央区
エリオ・ユキオ・オイズミ 昭和42年9月2日生
住所 東京都品川区
洗超群 平成5年7月26日生
住所 東京都足立区
洗超華 平成3年12月6日生
住所 東京都渋谷区
汪洋 昭和60年12月1日生
張真希 令和元年11月2日生
住所 東京都練馬区
蔡芸 平成5年7月29日生
住所 東京都目黒区
賈亞紅 昭和38年2月27日生
住所 東京都江戸川区
リタム・ビスワース 昭和50年1月26日生
住所 東京都新宿区
隋艶艶 昭和59年1月28日生
住所 東京都葛飾区
施真琴 平成6年5月5日生
住所 東京都豊島区
リズキラナ・ブルナ・ビンタリ 平成4年11月12日生
住所 京都府八幡市
高剛 昭和41年3月13日生
住所 千葉県船橋市
郭明順 昭和45年12月17日生
住所 愛知県刈谷市
金麻美子 昭和53年10月14日生
住所 名古屋市中村区
池溶柱 昭和50年3月9日生
住所 広島市佐伯区
尹炳傑 昭和11年11月7日生
李淑女 昭和13年6月4日生
住所 埼玉県三郷市
金泰弘 平成5年9月6日生

公 告

概 告 項

第三者所有物の没収に関する 公 告

令和7年7月9日 横浜地方検察庁検察官
刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第2条第2項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、令和7年7月23日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

- 1 係属裁判所 横浜地方裁判所
- 2 被告事件名 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反
- 3 被告人氏名 吉原 秀明、吉井 一旗、高橋 一幸
- 4 公判期日 令和7年7月28日
- 5 没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項

株式会社三菱UFJ銀行新橋支店に開設された普通預金口座（口座番号3607873、口座名義人アトラス株式会社）の預金残高499,477,552円及びこれに対する令和7年1月28日以降の利息債権

- 6 没収の理由となるべき事実の要旨

被告人3名は、氏名不詳者らと共に謀の上、令和6年6月17日から同年7月10日までの間、139回にわたり、日本国内において、インターネットバンキングを利用して、GMOあおぞらネット銀行株式会社法人第二営業部に開設された合同会社Y's名義の普通預金口座ほか1口座から、インターネット上でオンラインカジノサイトを設置運営し、常習として、不特定多数の日本国内の賭客を相手方として賭博をしたことにより得た財産が含まれる犯罪収益等合計4,217,432,823円を、被告人らが管理する預金口座である株式会社三菱UFJ銀行新橋支店に開設されたアトラス株式会社名義の普通預金口座に振込入金して預け入れさせ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装したものである。

工 場 財 団

恵庭市北柏木町三丁目39番合同容器株式会社の工場財団に恵庭市北柏木町三丁目39番札幌工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和7年7月9日 札幌法務局

福島県田村市都路町岩井沢字道ノ内65番地1福島復興風力合同会社の工場財団に福島県田村市都路町岩井沢字道ノ内65番地1阿武隈風力発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和7年7月9日 福島地方法務局郡山支局

建設業の許可の取消処分の公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年7月9日
中国地方整備局長 杉中 洋一
1 処分をした年月日 令和7年6月17日
2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 株式会社イシン住宅研究所 石原 宏明 岡山県津市二宮654-4 国土交通大臣許可（般一）第25163号
3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）

4 処分の原因となった事実 令和7年6月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年7月9日
中国地方整備局長 杉中 洋一
1 処分をした年月日 令和7年6月18日
2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 株式会社瀬戸内興建設野 敬貴 岡山県倉敷市玉島乙島49-29 国土交通大臣許可（特一）第26857号

3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業、解体工事業に関する特定建設業の許可）

4 処分の原因となった事実 令和7年6月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相 続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第4127号

大阪府羽曳野市誉田4丁目1番1号
申立人 羽曳野市福祉事務所長 田中 直明
本籍大阪府羽曳野市古市1496番地9、最後の住所大阪府羽曳野市古市6丁目23番2号、死亡の場所大阪府羽曳野市、死亡年月日令和2年7月8日頃、出生の場所大阪府大阪市東淀川区、出生年月日昭和42年3月20日、職業不詳

被相続人 亡 奥村 良人
事務所大阪市北区西天満4丁目3番11号梅新パークビル8階

相続財産清算人 弁護士 和田 宏徳
催告期間満了日 令和8年1月30日

大阪家庭裁判所堺支部

令和7年（家）第40199号

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
申立人 神戸市長 久元 喜造
本籍大分県佐伯市常盤東町1710番地、最後の住所神戸市垂水区多聞台3丁目7番16号、死亡の場所神戸市須磨区、死亡年月日平成19年10月28日、出生の場所大分県日田郡大山村、出生年月日昭和29年9月22日、職業不明

被相続人 亡 大鶴 光次
神戸市中央区多聞通3丁目3番9号神戸楠公前ビル3階神戸湊川法律事務所

相続財産清算人 弁護士 浦本 真希
催告期間満了日 令和8年1月26日

神戸家庭裁判所

令和6年(家)第70295号
大阪市北区西天満3丁目14番16号西天満パークビル3号館
申立人 坂本 正道
本籍兵庫県芦屋市浜町15番地、最後の住所兵庫県芦屋市浜町2番21号、死亡の場所兵庫県西宮市、死亡年月日令和6年11月27日、出生の場所兵庫県芦屋市、出生年月日昭和23年6月20日、職業賃貸管理業
被相続人 亡 山本 哲
事務所兵庫県尼崎市潮江1丁目8番1-111号太田川口法律事務所
相続財産清算人 弁護士 太田 吉彦
催告期間満了日 令和8年1月29日
神戸家庭裁判所尼崎支部

令和7年(家)第30018号
香川県三豊市仁尾町仁尾乙2283番地1
申立人 船隱 雄貴
本籍香川県三豊市詫間町箱896番地、最後の住所兵庫県明石市大久保町西脇746番地の8、死亡の場所兵庫県明石市、死亡年月日令和3年9月30日、出生の場所香川県三豊郡詫間町、出生年月日昭和33年6月17日、職業無職
被相続人 亡 船隱 正二
神戸市中央区相生町4丁目2番28号 神戸駅前千代田ビル4階A号室 伊藤法律事務所
相続財産清算人 弁護士 伊藤 正治
催告期間満了日 令和8年1月19日
神戸家庭裁判所明石支部

令和7年(家)第70092号
東京都新宿区水道町3番1号
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構
本籍兵庫県加古川市野口町水足333番地185、最後の住所兵庫県加古川市野口町水足333番地の185、死亡の場所兵庫県加古川市、死亡年月日令和5年10月5日、出生の場所大阪府大阪市大正区、出生年月日昭和33年4月9日、職業不明
被相続人 亡 谷岡 雅晴
事務所兵庫県姫路市岡町40番地澤田・中上・森法律事務所
相続財産清算人 弁護士 千葉 真嗣
催告期間満了日 令和8年1月20日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第3074号
熊本市南区江越1丁目5番12号
申立人 野田 浩光
本籍熊本県熊本中央区本山1丁目8番、最後の住所熊本県西区野中1丁目4番34号、死亡の場所熊本県熊本南区、死亡年月日令和7年2月25日、出生の場所福岡県大牟田市、出生年月日昭和38年2月9日、職業無職
被相続人 亡 松岡 誠也
熊本市南区富合町志々水366番地
相続財産清算人 司法書士 高田 志保
催告期間満了日 令和8年1月19日
熊本家庭裁判所

令和7年(家)第30009号
広島県三次市上田町1078番地
申立人 面手 一義
本籍広島県世羅郡世羅町大字下津田69番地、最後の住所広島県世羅郡世羅町大字下津田69番地、死亡の場所広島県世羅郡世羅町、死亡年月日推定令和7年3月26日、出生の場所広島県世羅郡津名村、出生年月日昭和17年4月20日、職業無職
被相続人 亡 中重 政則
広島県三次市十日市南1-4-8 水本ビル4階
相続財産清算人 弁護士 前田 剛志
催告期間満了日 令和8年1月16日
広島家庭裁判所三次支部

令和7年(家)第40116号
大阪市鶴見区緑4丁目2番30号
申立人 小坂 靖子
本籍北海道札幌市豊平区平岸1条6丁目3番、最後の住所札幌市豊平区平岸1条6丁目3番56-201号、死亡の場所北海道札幌市中央区、死亡年月日令和6年1月31日、出生の場所北海道利尻郡鬼脇村、出生年月日昭和21年6月22日、職業無職
被相続人 亡 小坂 喬
事務所札幌市中央区南1条西10丁目4番地163 スペチアーレ・ブリーモ902号室 蓮花法律事務所
相続財産清算人 弁護士 市毛 智子
催告期間満了日 令和8年2月12日
札幌家庭裁判所

令和7年(家)第511号
北海道茅部郡森町字御幸町144番地1
申立人 森町

令和7年(家)第3074号
熊本市南区江越1丁目5番12号
申立人 野田 浩光
本籍熊本県熊本中央区本山1丁目8番、最後の住所熊本県西区野中1丁目4番34号、死亡の場所熊本県熊本南区、死亡年月日令和7年2月25日、出生の場所福岡県大牟田市、出生年月日昭和38年2月9日、職業無職
被相続人 亡 吉田 高雄
函館市宮前町6番22号 米塚茂樹法律事務所
相続財産清算人 米塚 茂樹
催告期間満了日 令和8年1月30日
函館家庭裁判所

令和7年(家)第464号
青森県八戸市大字八日町18番地
申立人 青い森信用金庫
本籍青森県青森市自由ヶ丘1丁目2番地11、最後の住所青森県青森市自由ヶ丘1丁目2番地11、死亡の場所青森県青森市、死亡年月日令和6年1月20日、出生の場所青森県弘前市、出生年月日昭和18年12月25日、職業自営業
被相続人 亡 須藤 恭男
事務所青森県青森市本町1丁目2番20号 青森柳町ビル2階 田村良法律事務所
相続財産清算人 弁護士 寺田 悠
催告期間満了日 令和8年2月6日
青森家庭裁判所

令和7年(家)第87号
青森市新町2丁目4番1号
申立人 青森県信用保証協会
本籍青森県上北郡野辺地町字野辺地82番地、最後の住所青森県上北郡野辺地町字助佐小路53番地9、死亡の場所青森県青森市、死亡年月日令和5年2月3日、出生の場所青森県上北郡野辺地町、出生年月日昭和30年6月22日、職業不明
被相続人 亡 小又 文男
青森市長島2丁目19番12号 村上法律事務所
相続財産清算人 弁護士 助川 圭太
催告期間満了日 令和8年2月6日
青森家庭裁判所野辺地出張所

令和7年(家)第9007号
秋田県北秋田市花園町19番1号
申立人 北秋田市長 津谷 永光
本籍秋田県北秋田市松葉町445番地、最後の住所秋田県北秋田市坊沢字深閑沢7番地21、死亡の場所秋田県北秋田市、死亡年月日令和6年8月13日、出生の場所秋田県北秋田郡鷹巣町、出生年月日昭和18年7月29日、職業無職
被相続人 亡 佐藤須美子

秋田県大館市字桜町37番地5
相続財産清算人 司法書士 渡部 彰
催告期間満了日 令和8年1月30日
秋田家庭裁判所大館支部

令和7年(家)第30063号
神奈川県横浜市港南区野庭町81番地56
申立人 植田 展生
本籍茨城県水戸市吉沢町199番地、最後の住所茨城県水戸市吉沢町199番地の2、死亡の場所茨城県水戸市、死亡年月日令和6年12月9日、出生の場所茨城県東茨城郡吉田村、出生年月日昭和24年7月17日、職業無職
被相続人 亡 植田 鎮雄
茨城県水戸市南町2丁目5番24号 榎澤本ビル4階 石橋・大塚法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大塚 雅子
催告期間満了日 令和8年1月20日
水戸家庭裁判所

令和7年(家)第4013号
群馬県利根郡みなかみ町小川2639-2
申立人 小野 芳朝
本籍群馬県利根郡みなかみ町真庭50番地7、最後の住所群馬県利根郡みなかみ町真庭50番地7、死亡の場所群馬県利根郡みなかみ町、死亡年月日令和7年2月10日、出生の場所東京都文京区、出生年月日昭和35年1月10日、職業会社員
被相続人 亡 小野 一恵
事務所群馬県前橋市元総社町2691-6 ルアナ元総社406 荒井法律事務所
相続財産清算人 弁護士 荒井 達也
催告期間満了日 令和8年1月20日
前橋家庭裁判所沼田支部

令和7年(家)第80197号
東京都練馬区旭町2丁目19番5号
申立人 林 康雄
本籍東京都世田谷区深沢7丁目33番地、最後の住所埼玉県新座市栄5丁目2番15号エクセルントハイツ101号室、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日令和6年10月30日、出生の場所東京都目黒区、出生年月日昭和26年8月27日、職業無職
被相続人 亡 宮崎 正憲
事務所埼玉県さいたま市大宮区仲町1-1-1 大宮タウンビル702号室 東京スタートアップ法律事務所さいたま支店
相続財産清算人 弁護士 神尾 尊礼
催告期間満了日 令和8年1月30日
さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第10129号
東京都港区浜松町2丁目3番1号
申立人 オリックス債権回収株式会社
本籍埼玉県所沢市東所沢4丁目1番地2、最後の住所埼玉県所沢市東所沢4丁目1番地の2ダイアパレス東所沢2-408、死亡の場所東京都東村山市、死亡年月日令和6年2月29日、出生の場所東京都江戸川区、出生年月日昭和29年7月11日、職業不明
被相続人 亡 谷澤 義男
事務所埼玉県所沢市松葉町11番9号 ピースセンター 大久保賢一法律事務所
相続財産清算人 弁護士 村山 志穂
催告期間満了日 令和8年1月20日
さいたま家庭裁判所川越支部

令和7年(家)第30174号
千葉県習志野市東習志野4丁目18-16
申立人 ライオンズマンション習志野第2管理組合
本籍千葉県習志野市東習志野4丁目18番、最後の住所千葉県習志野市東習志野4丁目18番16-402号、死亡の場所茨城県神栖市、死亡年月日令和2年8月12日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和47年1月19日、職業不明
被相続人 亡 佐山 勝広
事務所千葉市中央区本千葉町7番10-2号Y
ウツズビル2F 若林法律事務所
相続財産清算人 弁護士 若林 義和
催告期間満了日 令和8年2月18日
千葉家庭裁判所

令和7年(家)第30092号
東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番11号
申立人 協同住宅ローン株式会社
本籍千葉県鎌ヶ谷市南初富4丁目6番、最後の住所千葉県船橋市八木が谷4丁目4番5号、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日令和5年11月24日、出生の場所千葉県鎌ヶ谷市、出生年月日昭和51年12月10日、職業自営業
被相続人 亡 茂村 彰一
事務所千葉県船橋市湊町2丁目12番4号湊町十二番館7階 湊町法律事務所
相続財産清算人 弁護士 岩田 康孝
催告期間満了日 令和8年2月18日
千葉家庭裁判所市川出張所

令和7年(家)第30117号
東京都世田谷区尾山台2丁目24番9
申立人 田中美紀子
本籍埼玉県熊谷市玉井1973番地431、最後の住所千葉県市川市国府台5丁目20番3号ベルハイム202号、死亡の場所千葉県市川市、死亡年月日令和7年1月5日頃、出生の場所山形県山形市、出生年月日昭和34年7月3日、職業無職
被相続人 亡 横山 茂樹
事務所千葉県船橋市本町2丁目1番34号船橋スカイビル4階船橋本町法律事務所
相続財産清算人 弁護士 友松 千賀
催告期間満了日 令和8年2月18日
千葉家庭裁判所市川出張所

令和7年(家)第70461号
東京都世田谷区北烏山1-26-21 山縣方
申立人 福島 紗子
本籍北海道札幌市中央区北4条西6丁目1番地、最後の住所東京都杉並区上井草3丁目31番17号URBAN COURT 101、死亡の場所東京都杉並区、死亡年月日推定令和6年9月24日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和33年5月22日、職業無職
被相続人 亡 唐澤 俊一
事務所東京都新宿区新宿2丁目1番5号パークサイドスクエア4階 御苑前総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 松木 弓子
催告期間満了日 令和8年2月2日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第70668号
東京都大田区蒲田5丁目26番7号
申立人 小林 孝彰
本籍東京都大田区蒲田5丁目16番地、最後の住所東京都大田区蒲田5丁目22番8号、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日令和元年7月30日、出生の場所神奈川県鎌倉郡瀬谷村、出生年月日大正12年4月29日、職業不動産賃貸業
被相続人 亡 小尾 スギ
事務所東京都港区赤坂4丁目7番15号陽栄光和ビル5階 光和総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 鈴木 みき
催告期間満了日 令和8年2月2日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第70928号
東京都大田区南馬込4-9-6
申立人 根岸 美穂
本籍東京都大田区羽田6丁目13番地、最後の住所東京都大田区蒲田4丁目23番12-302号、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日令和6年11月1日頃から10日頃までの間、出生の場所東京市蒲田区、出生年月日昭和13年3月4日、職業無職
被相続人 亡 伊東 勇三
事務所東京都千代田区四番町6番11号エルフェ四番町301区 新都総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 森 円香
催告期間満了日 令和8年2月2日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第71213号
東京都江東区牡丹2-9-16-924門前仲町
東豊エステート
申立人 藤木 誉行
本籍東京都江東区東砂2丁目12番、最後の住所東京都江東区大島5丁目23番2-111号、死亡の場所東京都江東区、死亡年月日令和7年4月16日、出生の場所東京府東京市豊島区、出生年月日昭和18年1月13日、職業無職
被相続人 亡 阿部 一敏
事務所東京都港区新橋1丁目16番4号りそな新橋ビル8階 リーガルキュレート総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 林 育
催告期間満了日 令和8年2月2日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第90356号
東京都西東京市南町5丁目6番13号
申立人 西東京市長 池澤 隆史
本籍静岡県伊東市宇佐美1854番地1、最後の住所東京都西東京市中町5丁目2番17号、死亡の場所東京都西東京市、死亡年月日平成30年7月30日頃、出生の場所静岡県田方郡宇佐美村、出生年月日昭和28年5月1日、職業不明
被相続人 亡 内田 浩子
事務所東京都日野市多摩平1丁目11番地の4
かたくり法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山本 哲子
催告期間満了日 令和8年2月2日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90389号
東京都中央区銀座6丁目17番1号
申立人 東京信用保証協会
本籍群馬県高崎市飯玉町23番地、最後の住所東京都西東京市保谷町1丁目13番13-311号、死亡の場所埼玉県所沢市、死亡年月日令和6年9月16日、出生の場所群馬県高崎市、出生年月日昭和19年10月4日、職業不詳
被相続人 亡 佐保 貴俊
事務所東京都千代田区麹町4丁目3番3号新麹町ビル8階 シグマ麹町法律事務所
相続財産清算人 弁護士 伯母 治之
催告期間満了日 令和8年1月20日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第40379号
神奈川県海老名市東柏ヶ谷1丁目6番12号大貫ビル106
申立人 一般社団法人たていとの会
本籍神奈川県藤沢市円行47番地、最後の住所神奈川県海老名市東柏ヶ谷4丁目16番32号、死亡の場所神奈川県大和市、死亡年月日令和7年3月18日、出生の場所神奈川県海老名市、出生年月日昭和55年1月29日、職業無職
被相続人 亡 青柳 瞳月
事務所横浜市中区住吉町1丁目2番地スカーフ会館9階
相続財産清算人 弁護士 西本 晴
催告期間満了日 令和8年2月13日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第7074号
神奈川県藤沢市辻堂新町1丁目2番4~202号
申立人 堀井 寿美
本籍神奈川県川崎市幸区戸手2丁目62番地、最後の住所川崎市幸区南幸町3丁目52番地2、死亡の場所神奈川県川崎市川崎区、死亡年月日平成31年2月23日、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和16年12月8日、職業無職
被相続人 亡 稲岡 勝利
川崎市川崎区駅前本町11番地1パシフィックマークス川崎ビル8階 川崎パシフィック法律事務所
相続財産清算人 弁護士 斎藤 育
催告期間満了日 令和8年1月27日
横浜家庭裁判所川崎支部

令和7年(家)第9028号
石川県金沢市畠田東3丁目50番地A棟
申立人 株式会社S um i c a
本籍石川県かほく市高松レ6番地、最後の住所石川県かほく市高松レ6番地、死亡の場所石川県かほく市、死亡年月日令和5年11月4日、出生の場所石川県金沢市、出生年月日昭和23年5月8日、職業無職
被相続人 亡 森 外茂子
事務所石川県金沢市大手町2番25号 レジデンス大手門202
相続財産清算人 弁護士 熊田 康宏
催告期間満了日 令和8年2月2日
金沢家庭裁判所

令和7年(家)第9215号
富山県富山市星井町3丁目2番12号
申立人 北陸商事株式会社
本籍石川県白山市美川南町ル3番地、最後の住所石川県白山市美川南町ル4番地1、死亡の場所石川県白山市、死亡年月日推定令和7年1月21日から31日の間、出生の場所石川県石川郡松任町、出生年月日昭和30年2月14日、職業無職
被相続人 亡 餅谷 淳
事務所石川県白山市倉光西2丁目16番地3、石川県白山市倉光西2丁目16番地7
相続財産清算人 司法書士 新井 明治
催告期間満了日 令和8年2月2日
金沢家庭裁判所

令和7年(家)第8393号
石川県小松市殿町2丁目18番地7 小松かがやき法律事務所
申立人 川本 樹
本籍石川県能美市高坂町ハ99番地117、最後の住所石川県能美市高坂町ハ99番地117、死亡の場所石川県能美市、死亡年月日平成30年4月29日、出生の場所大阪府大阪市此花区、出生年月日昭和11年11月7日、職業不詳
被相続人 亡 雲雀 昭
石川県能美市寺井町レ87番地 能美法律事務所
相続財産清算人 中川 浩輝
催告期間満了日 令和8年1月31日
金沢家庭裁判所小松支部

令和7年(家)第8394号
石川県小松市殿町2丁目18番地7 小松かがやき法律事務所
申立人 川本 樹
本籍石川県小松市安宅町ヌ4番地、最後の住所石川県小松市安宅町安宅林4番地144、死亡の場所石川県小松市、死亡年月日平成27年9月26日、出生の場所石川県小松市、出生年月日昭和26年5月19日、職業自営業
被相続人 亡 橋本清志郎
石川県能美市寺井町レ87番地 能美法律事務所
相続財産清算人 中川 浩輝
催告期間満了日 令和8年1月31日
金沢家庭裁判所小松支部

令和7年(家)第5009号
福井市大手3丁目17-1
申立人 福井県
本籍福井県三方上中郡若狭町佐古第23号16番地1、最後の住所福井県三方上中郡若狭町佐古第23号16番地の1、死亡の場所福井県三方郡美浜町、死亡年月日令和6年10月4日、出生の場所福井県三方郡十村、出生年月日大正9年8月10日、職業無職
被相続人 亡 吉田やゑ子
事務所福井県敦賀市新松島町1-26ヴァンヴェール2階 堺法律事務所
相続財産清算人 弁護士 吉川あず沙
催告期間満了日 令和8年1月30日
福井家庭裁判所敦賀支部

令和7年(家)第7351号
東京都千代田区麹町5丁目2番地1
申立人 株式会社オリエントコーポレーション
本籍静岡県浜松市中央区住吉4丁目6番、最後の住所名古屋市中村区乾出町3丁目38番地の1 カーサベルーサII 203号、死亡の場所愛知県あま市、死亡年月日令和6年8月11日、出生の場所静岡県浜松市、出生年月日昭和39年9月3日、職業不明
被相続人 亡 鈴木 宣
事務所名古屋市中区丸の内3丁目14番32号 丸の内三丁目ビル3階 弁護士法人佐藤・眞下法律事務所
相続財産清算人 弁護士 田中 紀子
催告期間満了日 令和8年2月16日
名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第723号
京都市中京区榎木町91-2 二条スカイビル601
申立人 大木 祐二
国籍韓国、最後の住所京都府長岡京市今里5丁目1番1号、死亡の場所不明、死亡年月日西暦2024年8月8日、出生の場所不明、出生年月日西暦1945年6月18日、職業無職
被相続人 亡 大谷和夫こと 韓 和夫
事務所京都市中京区榎木町91-2 二条スカイビル601 大木祐二法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大木 祐二
催告期間満了日 令和8年1月30日
京都家庭裁判所

令和7年(家)第80671号
大阪市東淀川区小松2丁目8番26号
申立人 原田 恒夫
本籍大阪府大阪市東淀川区小松3丁目73番地、最後の住所大阪市東淀川区小松3丁目9番14号、死亡の場所大阪府大阪市東淀川区、死亡年月日令和6年10月23日、出生の場所大阪府大阪市東淀川区、出生年月日昭和35年1月9日、職業不明
被相続人 亡 濱野 正和
大阪市浪速区難波中1丁目10番4号南海SK難波ビル5階
相続財産清算人 弁護士 古本 剛之
催告期間満了日 令和8年2月20日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80718号
大阪市東成区玉津2丁目9番20号
申立人 光南有限会社
本籍兵庫県洲本市物部1丁目10番地1、最後の住所大阪市東成区大今里南6丁目22番15号、死亡の場所大阪府大阪市東成区、死亡年月日令和7年1月1日頃から10日頃までの間、出生の場所兵庫県洲本市、出生年月日昭和19年1月1日、職業不明
被相続人 亡 物部 康典
大阪市北区天神橋7丁目15番5号好きやねん大阪ビル4階
相続財産清算人 弁護士 大西 隆司
催告期間満了日 令和8年2月19日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第4086号
大阪府富田林市寿町3丁目15番1号
申立人 グランパス富田林管理組合
本籍大阪府富田林市川向町358番地4、最後の住所大阪府富田林市寿町3丁目15番1号203、死亡の場所大阪府富田林市、死亡年月日令和2年3月2日頃、出生の場所大阪府富田林市、出生年月日昭和29年10月8日、職業会社員
被相続人 亡 上野加壽夫
事務所大阪府大阪市中央区今橋2丁目2番2号南都銀行大阪北浜ビル7階
相続財産清算人 弁護士 山下 良策
催告期間満了日 令和8年1月30日
大阪家庭裁判所堺支部

令和7年(家)第40126号
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
申立人 神戸市
本籍兵庫県西宮市本町10番、最後の住所神戸市東灘区深江北町2丁目11番3号、死亡の場所神戸市東灘区、死亡年月日令和5年9月21日頃から30日頃までの間、出生の場所神戸市兵庫区、出生年月日昭和27年8月10日、職業不明
被相続人 亡 能登 義治
神戸市中央区京町80番 クリエイト神戸9階
弁護士法人東町法律事務所
相続財産清算人 弁護士 羽柴 研吾
催告期間満了日 令和8年1月30日
神戸家庭裁判所

令和7年(家)第70035号
兵庫県西宮市甲風園1丁目10番1号 甲風ビル4階
申立人 弁護士 高桑 秀長
本籍兵庫県尼崎市田能3丁目1231番地、最後の住所兵庫県尼崎市田能3丁目20番28号、死亡の場所兵庫県神戸市東灘区、死亡年月日令和6年4月14日、出生の場所兵庫県伊丹市、出生年月日昭和26年10月10日、職業無職
被相続人 亡 花熊 利秋
事務所兵庫県尼崎市潮江1丁目3番30号 KDIビル4階 尼崎駿前法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小林 靖子
催告期間満了日 令和8年1月27日
神戸家庭裁判所尼崎支部

令和7年(家)第70053号
大阪府茨木市西駅前町9番32号
申立人 北おおさか信用金庫

本籍兵庫県尼崎市東難波町4丁目144番地、最後の住所兵庫県尼崎市小中島3丁目10番7-310号、死亡の場所兵庫県尼崎市、死亡年月日令和6年6月12日、出生の場所兵庫県尼崎市、出生年月日昭和37年3月15日、職業会社役員

被相続人 亡 太田 伸一

事務所兵庫県西宮市甲風園1丁目8番1号ゆとり生活館AMIS 5階

相続財産清算人 弁護士 宮地 重充

催告期間満了日 令和8年1月27日

神戸家庭裁判所尼崎支部

相続権主張の催告期間満了日の変更

令和6年12月17日掲載の福岡家庭裁判所に係る相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中、催告期間の満了日を次のとおり変更する。

令和6年(家)第7299号

申立人 福津市長 原崎 智仁

本籍福岡県福津市津屋崎4丁目1368番地、最後の住所福岡県福津市津屋崎4丁目34番8号

被相続人 亡 河村 武志

旧催告期間満了日 令和7年7月31日

新催告期間満了日 令和8年3月13日

福岡家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(家)第1号

大阪市平野区加美東1丁目15番10号

申立人 株式会社イシダ工作所

代表者代表取締役 石田 好弘

申立人代理人弁護士 西野 弘一

権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月17日

令和7年6月17日 鎌倉簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 810220

金額 107,470円

支払期日 令和7年10月3日

支払地 横浜市
支払場所 株式会社横浜銀行戸塚支店
振出日 令和7年4月30日
振出地 横浜市戸塚区上矢部町915番地
振出人 日本自働精機株式会社 代表取締役
田中 宏和
受取人 株式会社イシダ工作所
最終所持人 株式会社イシダ工作所

令和7年(家)第1号

千葉県八街市八街1-27番1
申立人 プツマイスター・ジャパン株式会社
代表者代表取締役 岡 勇樹

権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月30日

令和7年6月16日 松江簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 A G 03387

金額 197,588円

支払期日 令和7年4月5日

支払地 島根県松江市

支払場所 株式会社山陰合同銀行宍道出張所
振出日 令和6年11月18日

振出地 島根県松江市

振出人 株式会社原商 代表取締役 秀浦 義久

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(家)第1号

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出してください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することができます。

千葉県柏市柏5丁目2番5-102号

申立人 山崎 剛史

権利の届出の終期 令和7年10月18日

令和7年6月18日 取手簡易裁判所
(別紙) 目録

(1)土地 取手市取手二丁目甲1083番1

宅地 288.03平方メートル

(2)登記年月日番号 水戸地方法務局取手出張所明治40年11月12日受付第1772号

(3)登記した権利の内容

明治40年11月7日地上権設定

目的 建物所有

存続期間 明治59年10月30日迄

地代 1年5円50銭

支払期 毎年12月末日

地上権者 取手市取手72番地

秋山 周琢

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家)第525号

秋田市将軍野南2丁目4-32

申立人 佐藤 幸子

本籍秋田県能代市住吉町40番地、最後の住所名古屋市港区港明1丁目4番16号 日之出荘1号

不在者 佐藤 正雄

昭和6年1月20日生

届出期間満了日 令和7年10月27日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第348号

大阪府堺市堺区向陵東町3丁8番1-2005号

申立人 森津 周一

本籍兵庫県神戸市中央区八幡通4丁目4番地1、最後の住所兵庫県神戸市中央区八幡通4丁目4番地1

不在者 山本 常一

明治26年9月15日生

届出期間満了日 令和7年10月22日

神戸家庭裁判所

令和7年(家)第10035号

和歌山県西牟婁郡上富田町下鮎川492番地の8

申立人 瀧本 敬次

本籍和歌山県田辺市向山717番地、最後の住所和歌山県田辺市向山719番地

不在者 瀧本 良弘

昭和22年8月18日生

届出期間満了日 令和7年10月14日

和歌山家庭裁判所田辺支部

令和7年(家)第202号

岡山県岡山市北区下中野1206番地1

申立人 黒住 一臣

本籍岡山県岡山市北区下中野650番地、最後の住所岡山県岡山市北区下中野1206番地1

不在者 黒住 博文

昭和31年10月23日生

届出期間満了日 令和7年10月27日

岡山家庭裁判所

令和7年(家)第24号

岡山県井原市美星町星田6669

申立人 渡邊 哲郎

本籍岡山県井原市美星町星田6669番地、最後の住所岡山県井原市美星町星田6669番地

不在者 渡邊 清

昭和25年11月24日生

届出期間満了日 令和7年10月20日

岡山家庭裁判所倉敷支部

令和7年(家)第75号

広島県東広島市高屋町溝口706番地

申立人 小松 照子

本籍広島県東広島市高屋町溝口706番地、最後の住所広島県東広島市高屋町溝口706番地

不在者 小松 仁訓

昭和36年6月26日生

届出期間満了日 令和7年10月16日

広島家庭裁判所

令和7年(家)第13号

東京都狛江市中和泉2丁目2番16-505号

申立人 井上 弘美

本籍沖縄県うるま市与那城桃原161番地、最後の住所沖縄県うるま市与那城桃原161番地

不在者 宮城 正雄

昭和15年7月15日生

届出期間満了日 令和7年10月27日

那覇家庭裁判所沖縄支部

令和7年(家)第70号

沖縄県沖縄市登川2丁目7番3号

申立人 不在者比嘉徳常財産管理人平田達彦

本籍不詳、最後の住所不詳

不在者 比嘉 徳常

生年月日不詳

届出期間満了日 令和7年10月27日

那覇家庭裁判所沖縄支部

失踪宣告取消

令和6年(家)第420号

本籍北海道札幌市東区北四十四条東13丁目3番地7、住所兵庫県尼崎市南武庫之荘7-16-1アートフェリス202

申立人(失踪者) 五十嵐有子

昭和47年12月21日生

令和7年6月13日失踪宣告取消審判確定

神戸家庭裁判所尼崎支部裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和6年(ヘ)第1号

宮城県東松島市赤井字中二号53番地
申立人 有限会社高周鐵工所
代表者代表取締役 高橋 猛
権利を争う旨の申述の終期 令和7年5月29日
令和7年6月13日 石巻簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 2通

(1)手形番号 A R24367

金額 20,000,000円
支払期日 令和7年1月10日支払地 宮城県石巻市
支払場所 株式会社七十七銀行石巻支店

振出日 令和6年11月20日

振出地 宮城県石巻市

振出人 日本製紙石巻テクノ株式会社 代表取締役社長 向井 繼男
受取人 申立人

最終所持人 申立人

(2)手形番号 A R24368

金額 2,000,000円

(2)の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は(1)の約束手形の記載に同じ

令和7年(ヘ)第1号

東京都目黒区目黒本町2丁目6番15号セザール第二学芸大学601

申立人 川原 真弓

権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月6日
令和7年6月9日 吹田簡易裁判所
(別紙) 目録

小切手(線引) 1通

小切手番号 B A079201

金額 2,475,000円

支払人 株式会社みずほ銀行江坂支店

支払地 大阪府吹田市

振出日 令和6年11月30日

振出地 東京都武蔵野市

振出人 株式会社飯田産業 代表取締役 築地重彦
最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第1号

山口県光市和田町893番地80

申立人 株式会社建昇

代表者代表取締役 松村 宏美

権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月6日

令和7年6月10日 周南簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 2通

(1)手形番号 B D70406

金額 1,000,000円

支払期日 令和7年1月31日

支払地 山口県光市

支払場所 株式会社山口銀行光支店

振出日 令和6年11月29日

振出地 山口県光市

振出人 時盛建設株式会社 代表取締役 時盛純
受取人 申立人

最終所持人 申立人

(2)手形番号 B D70407

金額 90,000円

(2)の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は(1)の約束手形の記載に同じ

令和7年(ヘ)第1号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

富山県高岡市本丸町10番6号

申立人 鷺北 有子

権利の届出の終期 令和7年6月10日

令和7年6月17日 高岡簡易裁判所
(別紙) 目録

(1)土地 高岡市本丸町258番

宅地 392.15平方メートル

(2)登記年月日番号 富山地方法務局高岡支局大正

12年4月5日受付第1371号

(3)登記した権利の内容

大正12年3月25日地上権設定

目的 建物竹木所有

存続期間 25年

地代 1歩1年玄米1升

支払期 每年12月5日

地上権者 高岡市平米町57番地

石塚助太郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第4307号

東京都新宿区西新宿6丁目15番1号

債務者 株式会社グリーンフォレスト

代表者代表取締役 石田 守

- 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宇田川博史
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4308号

東京都新宿区西新宿6丁目15番1号

債務者 株式会社ネイバーズ

代表者代表取締役 石田 守

- 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宇田川博史
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4309号

東京都新宿区西新宿6丁目15番1号

債務者 株式会社まもる

代表者代表取締役 石田 守

- 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宇田川博史
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第75号

島根県松江市東本町4丁目154番地

債務者 有限会社ファクト

代表者取締役 吾郷 真哉

- 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 岡崎真由子

4 破産債権の届出期間 令和7年7月29日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前11時30分

松江地方裁判所民事部

令和7年(フ)第4396号

東京都渋谷区神宮前3丁目42番2号 VOR
T外苑前III地下1階

債務者 医療法人社団慶結会

代表者理事長 岩寄 宏俊

- 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 萩山真理子

4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午後3時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第879号

東京都福生市加美平3丁目15番地10号

債務者 ハーブ化粧品株式会社

代表者代表取締役 関本 吉和

- 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 菊地 健治

4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前10時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1006号

東京都町田市金森2丁目19番37号

債務者 株式会社佐々木通信

代表者代表取締役 佐々木崇公

- 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 和田慎一郎

4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前10時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第214号	静岡県浜松市中央区笠井新田町1214番地の2 債務者 株式会社天龍産業 代表者代表取締役 中村 光利 1 決定年月日時 令和7年7月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢田 宗介 4 破産債権の届出期間 令和7年8月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後4時 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第568号	京都市左京区松ヶ崎正田町5番地の28 債務者 有限会社アップメディカル 代表者取締役 野澤 孝志 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋みどり 4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前10時30分 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第55号	山形県米沢市館山5丁目1番78号 債務者 有限会社アルシステム 代表者取締役 豊沼 鋼 1 決定年月日時 令和7年6月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小笠原信吾 4 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前11時 山形地方裁判所米沢支部
令和7年(フ)第56号	茨城県日立市千石町1丁目15番16号 債務者 合同会社白山 代表者代表社員 白土 悅子 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長谷川陽一 4 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前10時30分 水戸地方裁判所日立支部

令和7年(フ)第288号	新潟県東蒲原郡阿賀町平堀1766番地 債務者 アクアフーズ有限会社 代表者代表取締役 杉崎 克磨 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 太田 竜 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前11時 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第2799号	大阪市平野区平野北1丁目6番19号 債務者 井上商店株式会社 代表者代表取締役 井上 宏和 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉村 彰浩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第28号	熊本県山鹿市鹿本町来民1150番地1 リブステージB棟102 債務者 株式会社竜建興業 代表者代表取締役 深町 竜生 1 決定年月日時 令和7年7月1日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 俊夫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前11時30分 熊本地方裁判所山鹿支部破産係
令和7年(フ)第430号	北九州市小倉北区今町3丁目17番22-702号 債務者 株式会社ケンコー 代表者代表取締役 権丈 光暢 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 今里 晋也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前11時 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第426号	北九州市戸畠区中原東3丁目9番22号 債務者 有限会社KOKEN 代表者取締役 金本 靖徳 1 決定年月日時 令和7年7月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山上 知裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午後2時 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第427号	北九州市戸畠区中原東3丁目9番22号 債務者 株式会社KOKEN 代表者代表取締役 金本 靖徳 1 決定年月日時 令和7年7月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山上 知裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午後2時 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第110号	愛知県一宮市森本3-17-24-202 債務者 株式会社KG 代表者代表取締役 中原 知美 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
令和7年(フ)第628号	京都市右京区花園天授ヶ岡町10番地19 債務者 有限会社コモン 代表者代表取締役 浅井 弘之 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 賴政忠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午後2時15分 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第118号	沖縄県那覇市久茂地3丁目12番1第一久茂地ビル4階 債務者 株式会社トリムフーズ 代表者代表取締役 泉 英治 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新見 研吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後2時 那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第352号	埼玉県越谷市大字袋山305番地1 ガーデニアエス201 債務者 株式会社Peace 代表者代表取締役 津久井 勝 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 富永 大右 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前10時40分 さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第353号	埼玉県越谷市大字袋山305番地1 ガーデニアエス201 債務者 株式会社スマイルレスキュー 代表者代表取締役 津久井 勝 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 富永 大右 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前10時40分 さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第354号	埼玉県越谷市大字袋山305番地1ガーデニアエス201 債務者 株式会社ネクスト 代表者代表取締役 津久井 勝 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 富永 大右 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前10時40分 さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第1052号	埼玉県越谷市千間台東2丁目13番地31 債務者 有限会社白鳥菓子工房 代表者代表取締役 白鳥 裕一 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 今泉 千晶 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前11時30分 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1053号	埼玉県越谷市千間台東2丁目13番地31 債務者 株式会社シラトリ 代表者代表取締役 白鳥 裕一 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 今泉 千晶 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前11時30分 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第92号	新潟県長岡市川口中山176番地 債務者 J i M O 株式会社 代表者代表取締役 古田島宗幸 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 彰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前11時 新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和7年(フ)第149号	徳島県徳島市西須賀町東開20番地4 債務者 株式会社西尾 代表者代表取締役 西尾 剛

1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 正 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前11時 徳島地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 拓 4 破産債権の届出期間 令和7年8月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 仙台地方裁判所石巻支部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 富永 大右 4 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	
令和7年(フ)第262号	大分県佐伯市鶴見大字有明浦1158番地1 債務者 株式会社照寿 代表者代表取締役 山崎 秀人 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋 潤 宮崎地方裁判所破産係	令和7年(フ)第39号 秋田県鹿角市花輪字稻荷川原16番地 債務者 大森 健也 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 熊谷 克史 4 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 秋田地方裁判所大館支部	令和7年(フ)第57号 茨城県日立市諏訪町5丁目1番9号 債務者 白土仙三郎 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長谷川陽一 4 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 水戸地方裁判所日立支部
令和7年(フ)第46号	福岡県飯塚市西徳前6番17号 債務者 今丸 満美 1 決定年月日時 令和7年6月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西村 尚志 4 破産債権の届出期間 令和7年7月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後3時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月18日まで 福岡地方裁判所飯塚支部民事部	令和7年(フ)第416号 埼玉県所沢市東町19番4-601号 ヒルズ東町、住民票上の住所埼玉県戸田市美女木2丁目31番地の2 (グランシティ戸田101号室) 債務者 青木 飛真 1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 若野 滋男 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第32号 山形県鶴岡市本町2丁目16番5号 債務者 寿司処三幸こと 川上 祐士 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 犬塚 晴夫 4 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 山形地方裁判所鶴岡支部
令和7年(フ)第70号	宮城県石巻市開北4丁目6番18号 債務者 山根 伸之 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 拓 4 破産債権の届出期間 令和7年8月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 仙台地方裁判所石巻支部破産係	令和7年(フ)第629号 京都市右京区梅津開キ町30番地の45 債務者 浅井 弘之 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 賴 政忠 4 破産債権の届出期間 令和7年8月11日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午後2時15分 6 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第35号 山口県周南市大字八代3620番地 債務者 玉野 康則 1 決定年月日時 令和7年7月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川崎 政之 4 破産債権の届出期間 令和7年8月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年10月2日まで 山口地方裁判所周南支部
令和7年(フ)第71号	宮城県石巻市開北4丁目6番18号 債務者 山根みゆき		

令和7年(フ)第1341号
 名古屋市天白区山根町268番地 山根台第2
 住宅C棟17号、従前の住所名古屋市緑区鳴海
 町字光正寺9番地
 債務者 早川 豊智
 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 春馬 学
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月30日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
 取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後1
 時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで
 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第15号
 岩手県久慈市長内町第36地割1番地31、旧住
 所岩手県久慈市長内町第37地割12番地7 メ
 ゾン・クレール2番館203号室
 債務者 郎道 翔
 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 上山 信一
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月
 6 日午前11時
 6 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
 盛岡地方裁判所二戸支部
令和7年(フ)第60号
 福島県会津若松市材木町1丁目6番10号
 債務者 本間 克幸
 1 決定年月日時 令和7年7月1日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 山口 大輔
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月
 2 日午前10時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
 福島地方裁判所会津若松支部破産係
令和7年(フ)第46号
 岩手県北上市和賀町藤根18地割43番地5
 債務者 高橋 真紀
 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 佐藤あすか

4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月
 26日午後1時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで
 盛岡地方裁判所花巻支部
令和7年(フ)第945号
 東京都町田市玉川学園8丁目13番31号サニ
 テラスC-2
 債務者 小野寺洋介
 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 蒲原 司
 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月
 9日午後1時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで
 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第772号
 神奈川県茅ヶ崎市中海岸4丁目15番40-309
 号 茅ヶ崎シーサイドパレス
 債務者 大嶋 裕之
 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 上升 栄治
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月
 22日午後1時40分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで
 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1313号
 横浜市瀬谷区本郷1丁目34番地8、住民票上
 の住所横浜市旭区若葉台4丁目15番1203号
 債務者 石川 民夫
 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 小木 正和
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月
 25日午後3時
 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで
 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第4310号
 青森県八戸市大字常海町16-5 サングリー
 ンI-102
 債務者 石田 守
 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 宇田川博史
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月25日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月
 25日午前11時
 6 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで
 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1150号
 横浜市鶴見区矢向6丁目4番28号 グラン
 ラーツ203
 債務者 藤原 未夢
 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 若林 祐介
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月
 29日午後1時40分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで
 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第327号
 川崎市麻生区上麻生4丁目49番14-302号
 債務者 楚良 隆司
 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 大橋 賢也
 4 破産債権の届出期間 令和7年7月30日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月
 30日午前10時40分
 6 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで
 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第1040号
 東京都小平市小川町2丁目1228番地の2フア
 ミーコ・サン202号
 債務者 杉山一輝
 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 谷村 明子
 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
 取・計算報告の期日 令和7年8月10日まで
 6 免責意見申述期間 令和7年8月10日まで
 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第880号
 東京都福生市加美平3丁目15番地10
 債務者 関本 吉和
 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 菊地 健治
 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月
 7日午前10時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで
 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第1007号
 東京都町田市金森東4丁目27番11号
 債務者 佐々木宗公
 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 和田慎一郎
 4 破産債権の届出期間 令和7年8月4日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月
 14日午前10時30分
 6 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで
 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第43号
 新潟県上越市板倉区山部36番地1
 債務者 東 洋詩
 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後1時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 中澤 亮一
 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
 取・計算報告の期日 令和7年9月22日午後1
 時30分
 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当
 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁
 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで
 に異議を述べなければならない。
 7 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
 新潟地方裁判所高田支部

<p>令和7年(フ)第151号 大分市新栄町16-32-A208、住民票上の住所大分県玖珠郡九重町大字湯坪1427番地の13 債務者 阿部 聰史 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 祐治 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前11時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係</p>	<p>令和7年(フ)第431号 宮城県石巻市田道町1丁目2-39 カーサ・デ・コスタ416号室、住民票上の住所北九州 市小倉北区今町3丁目17番22-702号 債務者 権丈 光暢 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浦巽 香苗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p>	<p>令和6年(フ)第444号 函館市湯川町3丁目41番3-302号 サンエ スタシオン湯川 債務者 下山 拓登 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 千葉 真嗣 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 函館地方裁判所</p>	<p>令和7年(フ)第32号 兵庫県たつの市御津町中島1068番地19 債務者 大西 純 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 千葉 真嗣 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 神戸地方裁判所龍野支部</p>
<p>令和7年(フ)第73号 鳥取県鳥取市用瀬町鷹狩871番地15 債務者 西本美莉亞 1 決定年月日時 令和7年7月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山崎 優 4 破産債権の届出期間 令和7年7月31日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後1時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 鳥取地方裁判所民事部</p>	<p>令和7年(フ)第7号 埼玉県秩父市荒川日野790番地1 債務者 町田 朋生 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井野 和幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで さいたま地方裁判所秩父支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第62号 函館市港町1丁目26番1-502号 債務者 三上 広子 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鶴 素直 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午後1時10分 5 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 函館地方裁判所</p>	<p>令和7年(フ)第428号 北九州市小倉北区京町3丁目12番24-806号、 前住所北九州市小倉南区徳力新町1丁目22番 12号 債務者 金本靖徳こと 金 靖徳 (KIM JEONG DEOK) 1 決定年月日時 令和7年7月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山上 知裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p>
<p>令和7年(フ)第390号 福岡県遠賀郡遠賀町大字浅木463番地の10、 前住所福岡県豊前市大字三毛門778番地 債務者 小木戸智佑 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 服部 貴明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p>	<p>令和7年(フ)第195号 岡山県倉敷市藤戸町天城1483番地2 債務者 高越 和美 1 決定年月日時 令和7年7月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長谷川 威 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第73号 滋賀県東近江市建部日吉町409番地4 プリ ムローズIV東近江204号室、前住所滋賀県東 近江市今崎町380番地1 債務者 村田 勝 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福井 達生 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 大津地方裁判所彦根支部</p>	<p>令和7年(フ)第25号 仙台市宮城野区田子2丁目24番6号 キャロ コート101 債務者 國分 浩宣 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 布木 綾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係</p>

- 令和7年(フ)第56号**
山形県米沢市館山5丁目1番80号
債務者 莫沼 鋼
1 決定年月日時 令和7年6月30日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小笠原信吾
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前11時10分
5 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで
山形地方裁判所米沢支部
- 令和7年(フ)第81号**
福島県いわき市平赤井字大根内13番地の2
ベル・パンセ1202
債務者 小野 一成
1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 安藤 真史
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後3時
5 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで
福島地方裁判所いわき支部
- 令和7年(フ)第159号**
大津市今堅田2丁目40番27-802号
債務者 甲斐加代子
1 決定年月日時 令和7年6月30日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 岡村 康靖
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午前10時40分
5 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで
大津地方裁判所民事部
- 令和7年(フ)第38号**
滋賀県近江八幡市日杉町8番地
債務者 江村 千尋
1 決定年月日時 令和7年6月30日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 保木 徹
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午前11時10分
5 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで
大津地方裁判所彦根支部
- 令和7年(フ)第39号**
滋賀県近江八幡市日杉町8番地
債務者 江村 哲一
1 決定年月日時 令和7年6月30日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 保木 徹

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午前11時15分
5 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで
大津地方裁判所彦根支部
- 令和7年(フ)第67号**
滋賀県彦根市高宮町2472番地(201号)、前住所滋賀県愛知郡愛荘町安孫子705番地11
債務者 柿田 高嗣
1 決定年月日時 令和7年6月30日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 毛利 聖紀
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午後1時50分
5 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで
大津地方裁判所彦根支部
- 令和7年(フ)第325号**
広島市南区宇品東7丁目10番25-301号
債務者 楠部 宏
1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 森山 直樹
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午後2時30分
5 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで
広島地方裁判所民事第4部
- 令和7年(フ)第486号**
広島市南区皆実町5丁目20番9-506号
債務者 深田 将
1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 尾山慎太郎
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午前11時30分
5 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで
広島地方裁判所民事第4部
- 令和7年(フ)第526号**
広島市東区牛田本町1丁目2番22-404号
債務者 森村 鳩斗
1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 保志 明子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで
広島地方裁判所民事第4部
- 令和7年(フ)第450号**
埼玉県所沢市中新井5丁目7番16号
債務者 桐田 剛
- 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
- 令和7年(フ)第253号**
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄1723番地5
債務者 山崎 秀人
1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 橋 潤
4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
宮崎地方裁判所破産係
- 令和7年(フ)第69号**
宮崎県小林市細野2262番地2、前住所鹿児島市玉里団地2丁目20番9号
債務者 東穂 尚子
1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 坂巻 道生
4 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで
宮崎地方裁判所都城支部
- 令和7年(フ)第798号**
さいたま市桜区大字白鍬1107番地 みづばメゾン浦和白鍬
債務者 久保 文枝
1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 宮野 大翔
4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
- 令和7年(フ)第2279号**
大阪府守口市馬場町3丁目1番27-3A号
債務者 新田 広宜
1 決定年月日時 令和7年6月30日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 早見 太輔
4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで
大阪地方裁判所第6民事部
- 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間**
- 令和7年(フ)第715号**
さいたま市岩槻区大字金重109番地275
債務者 島山 正嗣
1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係
- 令和7年(フ)第1023号**
埼玉県鴻巣市滝馬室1136番地1 ガーデンブルザB 102
債務者 舘山 晴美
1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1043号
さいたま市南区文蔵3丁目24番11-303号、
旧住所さいたま市南区沼影1丁目17番41-
205号
債務者 秋山 光代
1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで
　　さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第202号
東京都品川区東大井2丁目27番21号、破産申立時の住所埼玉県春日部市一ノ割2丁目8番3号 ヴィータリッカ203
債務者 木下深一朗
1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第244号
埼玉県越谷市七左町4丁目372番地1 越谷市営七左町中層住宅407号、旧住所埼玉県越谷市蒲生西町2丁目17番地14 第2シティコーポ102号
債務者 売 紗文
1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第282号
埼玉県越谷市登戸町45番14号 GARDEN
CITY越谷202
債務者 高岡 永
1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第366号

埼玉県春日部市上蛭田188番地2 アヴニール103
債務者 淡路 英樹

1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第411号

埼玉県北葛飾郡松伏町田中3丁目10番地1
ファミーユ吉田102号室、旧住所埼玉県南埼玉郡宮代町道佛1丁目2番16号 マロン&ベイズ201号
債務者 塚田 信行

1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第205号

埼玉県児玉郡美里町大字沼上572番地1
債務者 逸見 直也

1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第314号

相模原市中央区相模原2丁目12番24-212号
債務者 高丸 勇一

1 決定年月日時 令和7年6月26日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第213号

岡山県総社市久代808番地2
債務者 中山 誠

1 決定年月日時 令和7年6月30日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第699号

札幌市北区新川5条1丁目4番14号
債務者 椿原いづみ

1 決定年月日時 令和7年6月27日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第800号

札幌市豊平区美園4条3丁目2番13号 コーポ美園1号
債務者 板垣 亜子

1 決定年月日時 令和7年6月27日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第849号

北海道千歳市信濃3丁目32番4号 ザ・ウイング南棟B号
債務者 小野 秀幸

1 決定年月日時 令和7年6月27日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第918号
札幌市西区琴似2条2丁目2番1-203号
債務者 外川 雄一
1 決定年月日時 令和7年6月27日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第112号
釧路市駒場町6番17号 マルニマンション
202、前住所釧路市鶴ヶ岱2丁目5番5号
パークサイドA101号室
債務者 山田 康至
1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
 釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第108号
群馬県館林市大街道1丁目8番18号
債務者 三浦 淳子
1 決定年月日時 令和7年6月27日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
 前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第109号
群馬県太田市東新町241番地 新町ハイツ
B-203号、前住所群馬県太田市東新町83番
地2アーバンファミリーくぼた105号
債務者 尾花 拓
1 決定年月日時 令和7年6月27日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで
 前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第110号	群馬県太田市下浜田町253番地4 アイドルコーポII-203号 債務者 谷口 正和 1 決定年月日時 令和7年6月27日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 前橋地方裁判所太田支部
令和7年(フ)第112号	群馬県太田市飯塚町735番地 ハイツ北川101号、前住所群馬県太田市熊野町13番14-202号 債務者 佐藤 浩 1 決定年月日時 令和7年6月27日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 前橋地方裁判所太田支部
令和7年(フ)第147号	群馬県高崎市飯塚町1406番地5 アルタエクセレンテⅢ003号 債務者 鎌木 一枝(旧姓青木) 1 決定年月日時 令和7年6月27日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(フ)第88号	千葉県山武市埴谷1943番地1 債務者 馬場 伸明 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(フ)第105号	千葉県山武郡横芝光町栗山2656番地3 DK横芝コーポ201号 債務者 前田 昌晴

1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和7年(フ)第301号
神奈川県座間市入谷東2丁目20番14号 サンコーポ花村12号 債務者 川畠 洋子 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第316号
相模原市中央区矢部3丁目25番14号矢部ハイツ103号 債務者 小池 秀知 1 決定年月日時 令和7年6月27日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第219号
静岡県浜松市中央区向宿3丁目9番2号 債務者 山本 愛子 1 決定年月日時 令和7年6月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 静岡地方裁判所浜松支部
令和7年(フ)第77号
北海道帯広市西24条南2丁目3番地49 エスペランス242-101号室 債務者 田村 朝香 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 釧路地方裁判所帶広支部破産係
令和7年(フ)第200号
静岡県三島市芙蓉台3丁目6番地の4 債務者 根本はるみ 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年(フ)第209号
静岡県三島市青木29番地の3、前住所静岡県三島市大場15番地の3 債務者 泊 絵里菜 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年(フ)第68号
静岡県富士市中里115番地の1 債務者 堀野 純 1 決定年月日時 令和7年6月26日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 静岡地方裁判所富士支部
令和7年(フ)第4号
京都府亀岡市稗田野町佐伯浦亦5番地18 債務者 小谷 卓司 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 京都地方裁判所亀岡支部破産係
令和7年(フ)第949号
福岡県博多区比恵町18-6 比恵グローリーハイツ401号、住民票上の住所福岡市中央区平和5丁目6番7-203号 シティパレス小笹公園前 債務者 岩崎 光 1 決定年月日時 令和7年6月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第977号
福岡県筑紫野市大字永岡247番地1 (エバーライフ・リオ筑紫野2-711号) 債務者 福田 修司 1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1007号
福岡市早良区賀茂3丁目6番4号
債務者 黒川 道代

1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
　　福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1009号
福岡市南区井尻5丁目9番11-103号 ビラ・ローザ、前住所福岡市博多区相生町3丁目3番43-101号 ヴィラU、K
債務者 入口 貴子

1 決定年月日時 令和7年6月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
　　福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1031号
福岡市早良区南庄4丁目10番32-404号
G-O-N-E室見
債務者 山本 瑞貴

1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
　　福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1044号
福岡市東区下原2丁目1番31号
債務者 江村 葉生

1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
　　福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1065号
福岡市南区大楠1丁目13番5-508号 エステート・モア高宮レーブ
債務者 榎 紗也香

1 決定年月日時 令和7年6月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1078号
福岡県朝倉郡筑前町中牟田231番地1 V I
L L A NAKAMURA 8
債務者 船津 浩治
1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1089号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石360番地33
債務者 小池さつき(旧姓後藤)
1 決定年月日時 令和7年6月25日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第1104号
福岡県糟屋郡篠栗町中央4丁目7番18号、前
住所福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲1118番地2
カンフォーレ藤木101号
債務者 竹原 和美(旧姓佐藤)
1 決定年月日時 令和7年6月24日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第132号
沖縄県那覇市字国場537番地9 備瀬アパー
ト302、住民票上の前住所沖縄県那覇市長田
1丁目15番12号 テラス長田302
債務者 鎌田 顯
1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第135号
沖縄県浦添市宮城3丁目9番18-303号 栄アパート
債務者 名城 大輔

1 決定年月日時 令和7年6月23日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月25日まで
那覇地方裁判所民事第3部

破産手続廃止

令和6年(フ)第194号
福岡県大野城市畠ヶ坂1丁目110番
破産者 有限会社恵成運輸

1 決定年月日 令和7年6月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2348号
福岡市西区今宿東1丁目19番14号
破産者 株式会社アールヤマサキ

1 決定年月日 令和7年6月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第581号
福岡市南区井尻2丁目49番39-302号ラポールメゾン
破産者 株式会社P o n o . C o

1 決定年月日 令和7年6月25日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第36号
千葉県木更津市岩根3丁目9番5号
破産者 アトムケア株式会社

1 決定年月日 令和7年6月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部
令和7年(フ)第494号
東京都小金井市東町4丁目32番19号K-ウェルテクス105
破産者 橋口 忍
1 決定年月日 令和7年6月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第3587号
大阪市淀川区西中島6丁目3番25号北白石ビル東館4階
破産者 有限会社カーティスクリーク
1 決定年月日 令和7年6月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第857号
大阪府吹田市青山台2丁目1番5号
破産者 有限会社オカガネ
1 決定年月日 令和7年6月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第224号
和歌山市弘西1037番地
破産者 合同会社吉兆
1 決定年月日 令和7年6月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和6年(フ)第105号
広島県尾道市因島土生町2085番地10
破産者 有限会社博愛堂
1 決定年月日 令和7年6月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部

令和5年(フ)第17号	栃木県真岡市寺内1307番地2 破産者 小幡 健一 1 決定年月日 令和7年6月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所真岡支部
令和6年(フ)第9号	栃木県真岡市大沼225番地1 破産者 上野 真矢 1 決定年月日 令和7年6月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所真岡支部
令和7年(フ)第30号	山口県下関市彦島向井町1丁目10番7号 破産者 株式会社山中塗装 1 決定年月日 令和7年6月30日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 山口地方裁判所下関支部破産係
破産手続終結及び免責許可決定	
令和6年(フ)第1403号	名古屋市千種区高見2丁目7番22号 破産者 伊藤 正敏 1 決定年月日 令和7年6月26日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和5年(フ)第564号	兵庫県尼崎市東難波町4丁目10番12-1号 破産者 森 賢一 1 決定年月日 令和7年6月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第518号	兵庫県西宮市下大市東町24番16-401号、前住所兵庫県西宮市荒木町9番17-301号 破産者 松田 義親 1 決定年月日 令和7年6月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和6年(フ)第3847号	大阪市東住吉区鷹合4丁目17番14号 パン・ボヌール 202号 破産者 佐藤 徹也 1 決定年月日 令和7年6月30日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和5年(フ)第102号	山形県東置賜郡高畠町大字亀岡3602番地 破産者 斎藤 俊春 1 決定年月日 令和7年7月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所米沢支部
令和6年(フ)第2291号	横浜市都筑区東山田3丁目1番36-402号 破産者 渡邊 勝之 1 決定年月日 令和7年7月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2684号	横浜市瀬谷区南台2丁目4番地1 南台ハイツB27棟307号 破産者 鈴木 春美
1 決定年月日 令和7年7月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年7月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第510号	熊本県球磨郡あさぎり町免田西500番地の5 破産者 有限会社球磨資材 1 破産債権の届出期間 令和7年7月30日まで 2 一般調査期日 令和7年9月12日午前11時 令和7年6月30日 熊本地方裁判所人吉支部
令和6年(フ)第755号	栃木県鹿沼市泉町2287番地 破産者 岩井 幸弘 1 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで 2 一般調査期日 令和7年10月10日午前10時 令和7年6月27日 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和6年(フ)第406号	兵庫県尼崎市西長洲町2丁目30番17-2号 破産者 筒井 徳彦 1 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで 2 一般調査期日 令和7年10月2日午後1時30分 令和7年6月26日 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第140号	栃木県矢板市塙田225番地 破産者 和氣こと 和氣 保典 1 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 2 一般調査期日 令和7年9月26日午前10時10分 令和7年6月30日 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和6年(フ)第50号	佐賀県唐津市和多田先石13番28号、前住所福岡県宗像市自由ヶ丘1090番地71 ロイヤルティ自由ヶ丘910号 破産者 江里 浩幸 1 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで 2 一般調査期日 令和7年9月30日午前11時10分 令和7年7月1日 佐賀地方裁判所唐津支部
令和6年(フ)第425号	福岡市大島町笠原2016番地 ケントパレス宮崎610号 破産者 福嶋 剛 1 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで 2 一般調査期間 令和7年9月9日から令和7年9月16日まで 令和7年7月1日 宮崎地方裁判所破産係

破産管財人変更

令和5年(フ)第1652号

(最後の住所)大阪市東淀川区柴島1丁目7-50 淀川キリスト教病院904号室、開始決定時大阪市淀川区東三国6丁目1番35-617号
破産者 前川鉄工所こと 被相続人亡前川英機
相続財産

破産管財人 三塙晋一郎が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。

新破産管財人 弁護士 鳩田 俊介

令和7年6月19日

大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和7年(フ)第47号

宮崎県日向市江良町4丁目45番地 オレンジハウス205号
破産者 柏田 佑太

異議申述期間 令和7年8月12日まで

令和7年7月1日 宮崎地方裁判所延岡支部

令和6年(フ)第5464号

大阪府豊能郡豊能町希望ヶ丘2丁目29番地の3
破産者 藤倉 國夫

異議申述期間 令和7年8月25日まで

令和7年6月30日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5719号

大阪市北区豊崎1丁目8番11号
破産者 FK株式会社

異議申述期間 令和7年8月25日まで

令和7年7月1日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5720号

大阪府寝屋川市上神田1丁目34番4号、前住所大阪市北区豊崎5丁目7番24-501号
破産者 古川 政徳

異議申述期間 令和7年8月25日まで

令和7年7月1日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第6247号

大阪府高槻市南平台5丁目22番13号
破産者 イー・エス・シー株式会社
異議申述期間 令和7年8月25日まで
令和7年6月30日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第6248号

大阪府茨木市十日市町5番11号 サンビレッジ長澤B棟 101号
破産者 川脇 吉春
異議申述期間 令和7年8月25日まで
令和7年6月30日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5585号

大阪府寝屋川市太閤東町8番1号 (303号)
破産者 茂里 幸
異議申述期間 令和7年8月26日まで
令和7年7月1日

大阪地方裁判所第6民事部

特別清算開始

令和7年(ヒ)第4号

岐阜県各務原市前渡東町4丁目341番地
清算株式会社 株式会社日本企画
代表者代表清算人 丹羽 一弘
1 決定年月日 令和7年6月23日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

岐阜地方裁判所

令和7年(ヒ)第7号

北九州市戸畠区初音町8-18ウイングス戸畠1007
清算株式会社 北九州アッシュリサイクルシステムズ株式会社
代表清算人 島田 博宣
1 決定年月日 令和7年6月27日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

再生計画認可

令和6年(再)第31号

茨城県筑西市下江連1226番地
再生債務者 日本電解株式会社

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。

令和7年6月25日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再イ)第26号

栃木県宇都宮市西川田1丁目16番4号
再生債務者 鷺津 達也
1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令和7年8月8日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第34号

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保3792番地9
再生債務者 船見 裕太
1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月6日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第40号

埼玉県川越市霞ヶ関東1丁目14番地9
再生債務者 緑川 淳
1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月6日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第46号

埼玉県狭山市大字水野1307番地の5
再生債務者 中野 衛
1 決定年月日時 令和7年6月26日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月17日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月6日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第18号

滋賀県彦根市日夏町2668番地20
再生債務者 市場 友彦

1 決定年月日時 令和7年6月27日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月18日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年8月7日まで

大津地方裁判所彦根支部

令和7年(再イ)第55号

札幌市手稻区新発寒6条8丁目12番22号 コンフォートN68-103号
再生債務者 田畠 勝彦

1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月5日から令和7年8月12日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第126号

札幌市南区南沢6条3丁目1番12号
再生債務者 大神田直美

1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月5日から令和7年8月12日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第3号

栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽2632番地74(前住所) 栃木県さくら市大中160番地12 コーポレーションミキ103
再生債務者 安永 天斗

1 決定年月日時 令和7年6月30日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで
4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月12日まで

宇都宮地方裁判所真岡支部

令和7年（再イ）第22号 埼玉県さいたま市岩槻区大字鈎上新田750番地24 再生債務者 川上 嘉弘 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月12日まで さいたま地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第80号 千葉市美浜区高浜1丁目14番4棟201号 再生債務者 上田 阿司 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月18日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月12日まで さいたま地方裁判所第3民事部	3 再生債権の届出期間 令和7年7月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月8日から令和7年8月29日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第68号 埼玉県川口市大字辻526番地の28 再生債務者 吉田 優希 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月12日まで さいたま地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第106号 千葉市緑区おゆみ野3丁目20番地1 オーサンビューパーク館206号 再生債務者 居下 泰之 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月18日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年7月1日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月5日から令和7年8月12日まで 鳥取地方裁判所米子支部	1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月8日から令和7年8月29日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再イ）第13号 埼玉県入間市東町6丁目9番23号 再生債務者 原山 武 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令和7年8月12日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年（再イ）第107号 千葉県船橋市夏見5丁目29番4-318号 再生債務者 高田 徳幸 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月18日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年6月26日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月7日から令和7年8月28日まで 水戸地方裁判所日立支部	1 決定年月日時 令和7年6月30日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月14日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年（再イ）第50号 埼玉県ふじみ野市ふじみ野1丁目9番11-208号（居所）神奈川県横浜市南区磯田町156森パークマンション204 再生債務者 長谷川由美 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月31日から令和7年8月12日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年（再イ）第48号 愛知県西尾市下羽角町住崎1番地 (株)デンソーアイ第5青雲寮433A号室（前住所）宮崎県宮崎市大坪東1丁目2番19号 再生債務者 宮川 結貴 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月22日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月28日から令和7年8月4日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部	1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月8日から令和7年8月29日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月25日まで 仙台地方裁判所第4民事部
令和7年（再イ）第59号 埼玉県知立市鳥居3丁目7番地11 A1コンフォート鳥居214号 再生債務者 塚本 航	令和7年（再イ）第5号 愛知県知立市鳥居3丁目7番地11 A1コンフォート鳥居214号 再生債務者 塚本 航	1 決定年月日時 令和7年6月27日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年6月30日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月25日まで 福島地方裁判所

令和7年(再イ)第156号 東京都世田谷区北烏山6-26-38-301 再生債務者 中村 幸光 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年9月1日まで 東京地方裁判所民事第20部	3 再生債権の届出期間 令和7年7月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月26日まで 山形地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年7月1日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年9月2日まで 新潟地方裁判所長岡支部再生係	小規模個人再生による書面決議に付する決定 令和7年(再イ)第21号 東京都大田区西蒲田7-37-1-207 再生債務者 山下 秀人 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月26日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月14日まで 令和7年6月27日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再イ)第223号 東京都渋谷区富ヶ谷2-44-11-205 再生債務者 鈴木 勝広 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年9月1日まで 東京地方裁判所民事第20部	3 再生債権の届出期間 令和7年7月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年9月2日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月1日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年9月2日まで 新潟地方裁判所長岡支部再生係	令和7年(再イ)第28号 新潟県柏崎市大字与板1394番地1 再生債務者 柳 真知子 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年9月2日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再イ)第18号 長野県松本市大字里山辺4257番地3 再生債務者 館林 安男 1 決定年月日時 令和7年6月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月18日まで 長野地方裁判所松本支部	3 再生債権の届出期間 令和7年7月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年9月2日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月1日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年9月2日まで 新潟地方裁判所長岡支部再生係	令和7年(再イ)第20号 長野県木曾郡木曾町日義4607番地1 再生債務者 森本 幸司 1 決定年月日時 令和7年7月1日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月19日まで 長野地方裁判所松本支部
令和7年(再イ)第52号 堺市西区鳳東町4丁361番地1 グリーンヒルズSTN406号(営業所) 堀市西区上431-9 再生債務者 石田 寛紀 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令和7年8月18日まで 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	3 再生債権の届出期間 令和7年7月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年9月2日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年7月1日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年9月15日まで 静岡地方裁判所浜松支部再生係	令和6年(再イ)第213号 埼玉県川口市上青木西1丁目5番24号 再生債務者 伴場 幸将 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月24日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月18日まで 令和7年6月27日 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再イ)第12号 山形県天童市大字成生986番地 再生債務者 松浦 裕史 1 決定年月日時 令和7年7月1日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	3 再生債権の届出期間 令和7年7月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年9月2日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年7月1日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月19日まで 佐賀地方裁判所唐津支部	令和7年(再イ)第7号 佐賀県唐津市千代田町2109番地22 アメイズ唐津城内橋502号 再生債務者 脇山小百合 1 決定年月日時 令和7年7月1日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月19日まで 佐賀地方裁判所唐津支部
令和7年(再イ)第13号 新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢1926番地2-301号 再生債務者 川部 博士	3 再生債権の届出期間 令和7年7月29日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年9月1日まで 仙台地方裁判所第4民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月25日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年7月1日 仙台地方裁判所第4民事部	

令和7年(再イ)第3号

茨城県鉾田市上沢2086番地2

再生債務者 亀田 隆斗

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月21日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
22日まで

令和7年6月30日 水戸地方裁判所

令和7年(再イ)第14号

栃木県宇都宮市築瀬町868番地3 メゾンミ
リエーム206号

再生債務者 大塚たつえ(旧姓佐藤)

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月23日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
22日まで

令和7年7月1日

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第17号

栃木県鹿沼市深津1433番地

再生債務者 半田 武男

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月25日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
22日まで

令和7年6月30日

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和6年(再イ)第71号

埼玉県越谷市宮前1丁目10番地55

再生債務者 前野 剛志

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
22日まで

令和7年6月30日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和6年(再イ)第68号

川崎市多摩区南生田7丁目2番1-303号

サザンヒルズ生田

再生債務者 中村 将志

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月20日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
22日まで

令和7年6月30日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(再イ)第13号

神奈川県平塚市万田3丁目25番6号

再生債務者 鎌田進太郎

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月16日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
22日まで

令和7年7月1日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年(再イ)第190号

大阪市西成区天下茶屋1丁目23番14号

再生債務者 安藤 剛志

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月26日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
22日まで

令和7年6月30日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第12号

大分市高江南1丁目16番地の15

再生債務者 野尻 雅彦

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月18日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
22日まで

令和7年6月30日

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(再イ)第4号

埼玉県深谷市戸森623番地

再生債務者 浅石 誠

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月24日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
23日まで

令和7年7月1日

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(再イ)第64号

大阪市平野区平野上町1丁目4番29号

再生債務者 高橋 邦夫

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月26日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
23日まで

令和7年6月30日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第23号

埼玉県飯能市征矢町13番地6

再生債務者 小林 宏治

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月20日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
28日まで

令和7年6月30日

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第124号

大阪市東住吉区公園南矢田1丁目7番2号

再生債務者 上野山静江

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月13日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
28日まで

令和7年6月30日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第130号

大阪府寝屋川市成田町4番8-207号

再生債務者 井上賢太郎

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月25日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
28日まで

令和7年6月30日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第192号

大阪府豊中市千里園1丁目6番53号-121号

室(住民票上の住所 大阪市北区長柄東2丁
目3番29-403号)

再生債務者 川畠萌恵子

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
28日まで

令和7年6月30日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第1号

和歌山市有本371番地20

再生債務者 谷村 雅章

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
28日まで

令和7年6月30日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第64号

札幌市西区宮の沢1条5丁目20番8-401号

再生債務者 木村 博一

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月18日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
29日まで

令和7年7月1日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第129号

大阪市浪速区日本橋西1丁目8番27-403号

再生債務者 中浦 宏美

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月17日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
29日まで

令和7年7月1日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第4号

和歌山県西牟婁郡白浜町1082番地の10 ドル
チエ白浜201号

再生債務者 福田 知宏

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月26日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
29日まで

令和7年7月1日

和歌山地方裁判所田辺支部

令和6年(再イ)第116号

京都府木津川市木津南後背116番地5

再生債務者 三浦 一貴

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月12日
付け再生計画案

- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月
31日まで

令和7年6月30日

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年（再イ）第1号 長崎県五島市富江町富江658番地 再生債務者 岩本 佳孝 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月30日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月15日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月15日まで 令和7年7月1日 長崎地方裁判所五島支部	令和7年（再イ）第15号 秋田市広面字樋ノ沖43番地1 モーニンググローリーA203 再生債務者 高階由佳子 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年7月1日 秋田地方裁判所民事第2部	令和6年（再イ）第157号 神戸市垂水区舞多聞東3丁目7番6号 再生債務者 梶山 国宏 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年6月30日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和7年（再イ）第2号 愛媛県西条市古川甲408番地1 再生債務者 楠 純矢 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年6月30日 松山地方裁判所西条支部
令和6年（再イ）第16号 茨城県北茨城市中郷町下桜井974番地47 再生債務者 村山 雅美 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月6日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月16日まで 令和7年6月25日 水戸地方裁判所日立支部	令和7年（再イ）第3号 新潟県長岡市喜多町365番地2 グリーンゲーブルズA202号室 再生債務者 頤所 実 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月3日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年7月1日 新潟地方裁判所長岡支部再生係	令和7年（再イ）第27号 兵庫県尼崎市水堂町2丁目13番12号 再生債務者 門脇 一成 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年7月1日 神戸地方裁判所尼崎支部	令和7年（再イ）第3号 香川県高松市牟礼町大町501番地35 再生債務者 大須賀麻美（旧姓國見） 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月20日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月29日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月29日まで 令和7年7月1日 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年（再イ）第9号 秋田市飯島新町2丁目5番52号 再生債務者 本川 千佳 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年7月1日 秋田地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第17号 新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢3丁目4番地3 再生債務者 笠田 悠貴 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年7月1日 新潟地方裁判所長岡支部再生係	令和7年（再イ）第34号 岡山市中区福泊7番地1 クレストール福泊A203 再生債務者 池本 由香 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年6月30日 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第23号 愛媛県松山市勝山町2丁目12番地3 アルファスティツ勝山通り202号 再生債務者 松本アイエリンこと MATSU MOTO A I E L E E N R A M O S 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月19日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月29日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月29日まで 令和7年7月1日 松山地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第14号 秋田市旭北栄町1番42号 CASAGRAN 秋田 A-402 再生債務者 藤本 誠 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年7月1日 秋田地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第18号 新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢3丁目4番地3 再生債務者 笠田 愛 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月22日まで 令和7年7月1日 新潟地方裁判所長岡支部再生係	令和6年（再イ）第45号 徳島県板野郡松茂町笠木野字八山開拓139番地13 再生債務者 吹田 光男 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月29日まで 令和7年7月1日 徳島地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第9号 宮崎市高岡町高浜2400番地2 再生債務者 畠中 一稀 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7月29日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月29日まで 令和7年7月1日 宮崎地方裁判所民事部個人再生係

令和6年（再イ）第15号 宮崎県日向市浜町2丁目36番地1 再生債務者 清水 操 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月29日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 29日まで 令和7年7月1日 宮崎地方裁判所延岡支部 小規模個人再生による再生手 続廃止	1 決定年月日時 令和7年6月30日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令 和7年9月1日まで 東京地方裁判所民事第20部 令和7年（再ロ）第8号 大阪市西淀川区歌島1丁目20番1号 ハーモ ニーテラス歌島Ⅲ 202号室 再生債務者 奥澤 亜美 1 決定年月日時 令和7年6月30日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月28日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月4日から令 和7年8月19日まで 大阪地方裁判所第6民事部 給与所得者等再生による再生 計画案についての意見聴取 令和7年（再ロ）第4号 神戸市垂水区桃山台5丁目7番地の11 再生債務者 富田 英和 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月 24日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年7月22日まで 令和7年6月30日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 令和7年（再ロ）第2号 高知県土佐市高岡町乙105番地4 再生債務者 谷口 靖彦 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月 12日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年7月29日まで 令和7年7月1日 高知地方裁判所民事部個人再生係 給与所得者等再生による再生 計画認可 令和7年（再ロ）第2号 岡山県和気郡和気町和気592番地9 再生債務者 江尻 大将
---	--

1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年6月27日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年6月30日 岡山地方裁判所第3民事部 所有者不明土地及び建物管理 命令に関する異議の催告 次の申立人から別紙物件目録表示の土地につい て所有者不明土地管理命令の申立てがあったの で、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管 理命令をすることについて異議があるときは、届 出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をして ください。届出がないときは、上記の管理命令がさ れることになります。 令和7年（チ）第7号 滋賀県彦根市元町4番2号 申立人 彦根市長 田島 一成 住所・居所 不明 (亡茂森俊雄の最後の住所) 静岡県沼津市岡 宮1097番地ロータスケア岡宮月一9 (不動産登記記録上の住所) 彦根市日夏町 621番地 所有者 亡茂森俊雄相続財産 届出期間満了日 令和7年8月26日 令和7年6月26日 大津地方裁判所彦根支部 (別紙) 物件目録 1 所在 彦根市日夏町字五ノ町 地番 621番 地目 宅地 地積 570.90平方メートル 2 所在 彦根市日夏町621番地 家屋番号 621番 (主である建物の表示) 種類 居宅 構造 木造草葺平家建 床面積 97.52平方メートル (附属建物の表示) 符号 1 種類 物置 構造 木造瓦葺平家建 床面積 33.05平方メートル 符号 2 種類 物置 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 49.58平方メートル 2階 49.58平方メートル
--

符号 3 種類 物置 構造 木造瓦葺平家建 床面積 9.91平方メートル 所有者不明土地管理命令に関 する異議の催告 次の申立人から別紙物件目録表示の土地につい て所有者不明土地管理命令の申立てがあったの で、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管 理命令をすることについて異議があるときは、届 出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をして ください。届出がないときは、上記の管理命令がさ れることになります。 令和7年（チ）第5号 札幌市東区伏古9条3丁目1番15号 申立人 有限会社大道工業 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 札幌市白石区南 郷通17丁目北6番2号 所有者 山本 昌利 届出期間満了日 令和7年8月26日 令和7年6月26日 札幌地方裁判所 (別紙) 物件目録 所在 札幌市東区東雁来町 地番 358番42 地目 原野 地積 170平方メートル 令和7年（チ）第11号 神奈川県鎌倉市西鎌倉1丁目18番9号 申立人 今井 朝子 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 鎌倉市西鎌倉1 丁目18番9号 所有者 小泉 初雄 届出期間満了日 令和7年8月25日 令和7年6月27日 横浜地方裁判所第3民事部 (別紙) 物件目録 1 所在 鎌倉市西鎌倉1丁目 地番 961番11 地目 宅地 地積 42.58平方メートル 2 所在 鎌倉市西鎌倉1丁目 地番 1077番18 地目 宅地 地積 122.16平方メートル
--

令和7年(子)第9号

兵庫県加古川市加古川町西河原65-16
申立人 今井 保仁
兵庫県加古川市加古川町西河原65-15
申立人 滝谷 朋子
兵庫県加古川市加古川町河原199番地の4
所有者 大鏡不動産商事有限会社
届出期間満了日 令和7年8月29日
令和7年6月24日 神戸地方裁判所姫路支部
(別紙) 物件目録
所在地 加古川市加古川町西河原字村前
地番 65番7
地址 宅地
地積 62.31平方メートル

令和7年(子)第5号
熊本市東区若葉3丁目13番36号
申立人 山野 韶美
所有者 (不動産登記記録上の所有者) 亡山野
敬藏承継人 矢野 隆
届出期間満了日 令和7年8月29日
令和7年6月26日 熊本地方裁判所
(別紙) 物件目録
所在地 上益城郡益城町大字杉堂字境目
地番 798番2
地積 68平方メートル
共有者 (不動産登記記録上の所有者) 亡山
野敬藏承継人 矢野 隆
届出期間満了日 令和7年8月29日
地番 798番3
地積 37平方メートル
共有者 (不動産登記記録上の所有者) 亡山
野敬藏承継人 矢野 隆
特分 2分の1

吸収分割公報
左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。
令和7年7月9日
名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地10
八号
(甲) 鮎キヤビタル合同会社
代表社員 金谷 正文
(乙) 合同会社雷電ラボ
代表社員 小口 裕太
吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙の株式保有業及び投資運用業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継せしむることにいたしました。
令和7年7月9日
名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地10
八号
(甲) 鮎キヤビタル合同会社
代表社員 金谷 正文
(乙) 合同会社雷電ラボ
代表社員 小口 裕太

吸収分割公報

左記会社は吸収分割して甲は乙の株式保有業及び投資運用業に関する権利義務の一部を承継し乙の会社分割に異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和7年7月9日
東京都港区西麻布一丁目一五番四号Far
○西麻布B-1F
代表社員 Best Mホールディングス
代表社員 B-est Mホールディングス
職務執行者 村本 友美
a n e 1 1 o 合同会社
代表社員 矢島 成美
a n e 1 1 o 合同会社
代表社員 矢島 成美

組織変更公報

当社は株式会社に組織変更するにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和7年7月9日
東京都渋谷区神泉町一〇番一五号アネック
ス神泉三〇一
合同会社 a-t-i-m-e
代表社員 松村 卓和
組織変更公報
当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和7年7月9日
滋賀県東近江市青野町四六〇〇番地
(甲) AG LINEベストメント合同会社
代表社員 重田 泰
(乙) Y Sホールディングス合同会社
代表社員 重田 泰
組織変更公報
当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和7年7月9日
滋賀県東近江市青野町四六〇〇番地
ス神泉三〇一
合同会社 a-t-i-m-e
代表社員 松村 卓和
組織変更公報
当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和7年7月9日
東京都港区六本木七丁目一四番二三一四F
合同会社 C o - 1 a b o
代表社員 小倉 聰馬
組織変更公報
当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和7年7月9日
滋賀県東近江市青野町四六〇〇番地
ス神泉三〇一
合同会社 a-t-i-m-e
代表社員 重田 泰
組織変更公報
当社は、株式会社に組織変更するにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和7年7月9日
京都府八幡市八幡千束一四番地の1
TRADE JAPAN合同会社
代表社員 ハジヤ・モヒタイン・サイ
フル・アクラム
組織変更公報
当組合は、生産森林組合の組織を変更して認可地縁団体に組織変更するにいたしました。
組織変更後の名称は、荒木大辻自治会とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、貸借対照表は主たる事務所に備えておいてあります。
令和7年7月9日

組織変更公報

当組合は、生産森林組合の組織を変更して認可地縁団体に組織変更するにいたしました。
組織変更後の名称は、荒木大辻自治会とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、貸借対照表は主たる事務所に備えておいてあります。
令和7年7月9日

東京都港区港南四丁目六番五ー三一〇三号

(乙) 合同会社マヌル電電
代表社員 小口 裕太

東京都台東区今戸二丁目三番五号

合同会社 L i e n
代表社員 川尻 翔平

兵庫県豊岡市出石町荒木七七六番地

荒木生産森林組合
組合長理事 森 稔

